

# 沖縄県動物愛護管理推進計画

～人と動物が共生できる沖縄県をめざして～

平成26年9月

沖 縄 県



# 沖縄県動物愛護管理推進計画

～人と動物が共生できる沖縄県をめざして～

はじめに

近年、我が国では、少子高齢化や核家族化が進み、人々のライフスタイルも多様化する中、動物を飼う人も増え、動物に対する意識も変化してきました。これまで愛玩動物と称されていた犬や猫などが、伴侶動物（コンパニオンアニマル）と称されるようになり、飼い主の心を癒し、人とともにくらす家族の一員としての役割を担うようになってきています。

一方、動物の虐待や遺棄事件が社会的に注目されるようになり、動物を巡るトラブルは近隣への迷惑問題（放し飼い、咬傷事故、家畜や農作物等の被害、臭い・鳴き声、糞害等）として顕在化するようになりました。

このように国民の動物の愛護や動物の取扱いに対する関心が高まる中、平成 17 年 6 月に「動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）」（昭和 48 年法律第 105 号）が改正され、平成 18 年 10 月 31 日に環境大臣により動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という：動物愛護管理法第 5 条）が示されました。この基本指針に基づき、都道府県は、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画（以下「推進計画」という：動物愛護管理法第 6 条）を策定することとされました。

沖縄県では、「～人と動物が共生できる沖縄県をめざして～」を基本理念とし、動物の飼い主一人一人に、正しい飼い方をはじめ動物の生態や習性等に関する正しい知識を普及啓発し、飼い主としての自覚と責務を促し、また、県民一人一人に、動物を愛護する気持ちを育て、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図っていただけるよう平成 21 年 2 月に「沖縄県動物愛護管理推進計画（以下「本計画」という。）」を策定し、各種施策に取り組んできました。

このような中、平成 24 年 9 月に動物愛護管理法が改正され（以下「改正動物愛護管理法」という。）、動物の所有者への終生飼養の責務の明記、動物取扱業者に係る規制の強化、第二種動物取扱業の届出制及び犬・猫の引取りを拒否できる事由の明記等が改正動物愛護管理法に盛り込まれ、平成 25 年 9 月 1 日に施行されました。また、基本指針についても併せて、改正、施行されました。

これを受け、本県の本計画についても、改正動物愛護管理法や基本指針の改正に併せるとともに、本県における動物の愛護と管理に関する課題や実情を踏まえて改訂を行う必要があると考え、本計画を見直すこととしました。

平成 26 年 9 月

沖 縄 県

## 目次

<b>第1</b>	<b>計画策定の基本的な考え方</b>	<b>1</b>
1	計画策定の目的	
2	計画期間	
3	対象地域	
4	進行管理	
<b>第2</b>	<b>沖縄県の動物愛護管理の現状と課題</b>	<b>2</b>
1	犬・猫の引取り	2
2	犬の捕獲	4
3	犬の返還	6
4	犬・猫の譲渡	8
5	犬・猫の殺処分	10
6	動物に関する苦情・相談等	12
7	狂犬病予防	15
	(1) 犬の登録及び狂犬病予防注射	
	(2) 犬による咬傷事故	
8	動物愛護精神の普及啓発	20
9	動物取扱業及び特定動物飼養保管施設	23
	(1) 動物取扱業	
	(2) 特定動物飼養保管施設	
10	動物愛護推進員	27
11	災害時における動物の救護	27
<b>第3</b>	<b>計画の基本方針</b>	<b>28</b>
1	「命 <sup>めい</sup> どう宝」が動物愛護にも実践できる社会の実現	28
2	動物の適正な飼養管理に基づく人と動物が共生する社会の実現	28
3	連携・協働による施策推進の体制づくり	29
4	人と動物の安全の確保	29
<b>第4</b>	<b>施策推進のための各主体の役割</b>	<b>30</b>
1	沖縄県の役割	30
2	市町村の役割	30
3	飼い主の役割	30
4	動物取扱業者の役割	30
5	県民の役割	31
6	獣医師会の役割	31
7	動物愛護団体等の役割	31
8	教育機関等の役割	31
<b>第5</b>	<b>指標及び数値目標</b>	<b>32</b>

1	猫の引取り数	32
2	犬猫の殺処分数	32
3	犬猫による苦情・相談件数	33
4	咬傷事故件数	33
5	動物愛護推進員の数	33

**第6 計画の体系図** . . . . . 34

**第7 施策の方向と具体的施策** . . . . . 35

1	動物愛護精神の普及啓発	35
	施策1 県における啓発活動	35
	施策2 地域・教育現場における啓発活動	36
2	殺処分数削減へ向けた取組み	37
	施策3 飼い主からの引取り数削減への取組み	37
	①引取り拒否規定の啓発と運用	
	②終生飼養、繁殖制限措置の推進	
	施策4 所有者不明の犬・猫の保護収容削減への取組み	37
	①所有明示措置の推進	
	②飼い主のいない猫対策	
	施策5 返還・譲渡の推進	38
	①メディアを活用した情報発信の取組み	
	②動物愛護団体等へのボランティア譲渡の推進	
3	飼い主への適正飼養の普及啓発	39
	施策6 飼い主の社会的責任の明確化と適正飼養の普及啓発	39
	①動物による危害や迷惑の防止	
	②遺棄・虐待防止の取組み	
	③犬による危害（咬傷事故）の防止	
4	動物取扱業者のより一層の適正化の推進	40
	施策7 動物取扱業者への監視指導と育成の強化	40
	①監視指導の強化	
	②販売時の購入者への対面説明、現物確認の徹底	
	③犬猫等販売業者の販売日齢等、適正飼養の遵守徹底	
5	特定動物飼養者への適正飼養の徹底	41
	施策8 特定動物飼養者の監視指導	41
6	実験動物及び産業動物の適正な取扱い	41
	施策9 実験動物及び産業動物の管理者への指導・助言	41
7	ネットワークの構築	42
	施策10 国・市町村との連携	42
	施策11 獣医師会との連携	42
	施策12 動物愛護団体、ペットショップ等との連携	43
	施策13 関係機関との連携	43
8	人材育成	43
	施策14 動物愛護推進員の委嘱と育成の推進	43
	施策15 動物愛護管理業務に従事する職員の育成の推進	44
9	災害時等の対応	44

	施策 16	平常時の備えの啓発と体制の整備	4 4
	施策 17	動物救護活動に関する連携体制の整備	4 5
1 0	動物由来感染症への対策		4 5
	施策 18	情報収集と普及啓発	4 5
	施策 19	動物由来感染症発生時の対応	4 6
1 1	負傷動物への対応		4 6
	施策 20	負傷動物の保護収容	4 6

### 1 計画策定の目的

沖縄県動物愛護管理推進計画（以下「本計画」という。）では、「～人と動物が共生できる沖縄県をめざして～」を基本理念とし、その実現に向けて「「命（ぬち）どう宝」が動物愛護にも実践できる社会の実現」、「動物の適正な飼養管理に基づく人と動物が共生する社会の実現」、「連携・協働による施策推進の体制づくり」、「人と動物の安全を確保」を基本方針として位置づけています。

また、県、市町村、関係機関・団体、地域、学校、動物の飼い主、県民等それぞれの担う役割と今後取り組むべき施策及び中長期的な目標を明確化するとともに、相互に連携し、一体となって計画的かつ統一的に施策を推進することを目的として、今後 10 年間の動物の愛護及び管理に関する具体的内容を計画として策定するものです。

### 2 計画期間

本計画の期間は、平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間とします。

### 3 対象地域

対象地域は、沖縄県全域とします。

### 4 進行管理

動物の愛護管理行政の着実な推進を図るため、毎年、本計画の達成状況を点検し、施策に反映させるものとします。

また、法律の改正や基本指針の改定、社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、必要な変更を行うとともに、5 年ごとにその実施状況等を踏まえ、評価と必要な見直しを行います。

本県の動物の愛護及び管理に関する現状と課題について、以下に示します。

(図中のデータは特に断りの無い限り、環境省動物愛護管理行政事務提要から引用)

## 1 犬・猫の引取り

### 【現 状】

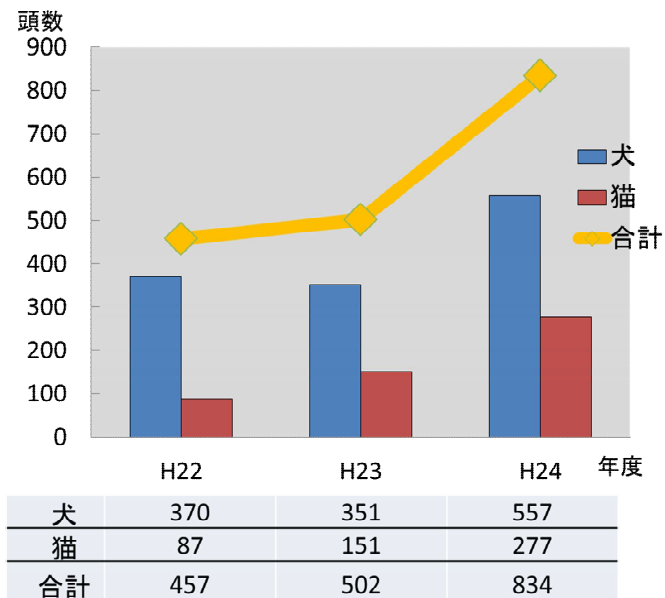
- 動物愛護管理法第 35 条の規定により、都道府県等は犬・猫の所有者からその引取りを求められたときは、これを引き取らなければならないとされています。(図 1.1)
- 引取りにあたっては、飼い主に対し、不妊・去勢手術を実施すること、新たな飼い主探しに努めること、離乳していない子犬や子猫の場合は離乳するまで飼養した後、新たな飼い主探しに努めること等を指導しています。
- 平成 24 年 9 月に改正された動物愛護管理法(以下、「改正動物愛護管理法」という。)では、動物の所有者は、その動物が命を終えるまで適切に飼養する「終生飼養」の責任があることが法律に明記されました。
- また、改正動物愛護管理法では、都道府県等は、所有者からの犬又は猫の引取りを求められた際、終生飼養に反する理由による引取り(動物取扱業者からの引取り、繰り返しての引取り、犬又は猫の老齢や病気を理由とした引取り等)を拒否することができると規定されました。
- 拾得者等からの引取りも含めた総引取り頭数は、平成 15 年度から平成 24 年度にかけて全体としては漸減傾向にあります。(図 1.2)
- 平成 15 年度から平成 24 年度まで(以下「過去 10 年間」という。)で最も総引取り頭数の多かった平成 15 年度(8,513 頭)と平成 24 年度(5,021 頭)を比較してみると、約 40%減少しています。犬・猫別で見ると、犬で約 65%、猫で約 30%の減少となっています。
- 平成 24 年度の人口 10 万人あたりの総引取り頭数(犬猫合計)を全国と比較すると、本県は全国(38 頭)の約 1.5 倍(59 頭)となっています。(47 都道府県中、14 番目に多い状況です。)

### 【課 題】

- ◆ 引取り頭数は減少傾向にあり、これまでの適正飼養に係る普及啓発の効果は一定程度あったものと考えられますが、依然として多くの犬や猫が引き取られている現状にあり、飼い主に対する終生飼養の啓発を一層推進していく必要があります。
- ◆ 子犬や子猫の引取りも多いことから、繁殖制限(不妊・去勢)の必要性についても獣医師会や関係団体と連携し、啓発していく必要があります。
- ◆ 飼養する動物の生態、習性及び生理に関する知識を十分に習得しないまま、安易に飼養をはじめると飼い主がいることもその要因のひとつと考えられ、新たに飼い主となる人々に対する正しい動物の飼い方の啓発も強化していく必要があります。
- ◆ 安易な飼養を防止するためには、第一種動物取扱業者のペット販売時における事前説明も重要となっており、第一種動物取扱業者との連携を強化して終生飼養、繁殖制限、所有明示及び狂犬病予防法等関係法令について普及啓発を推進していく必要があります。

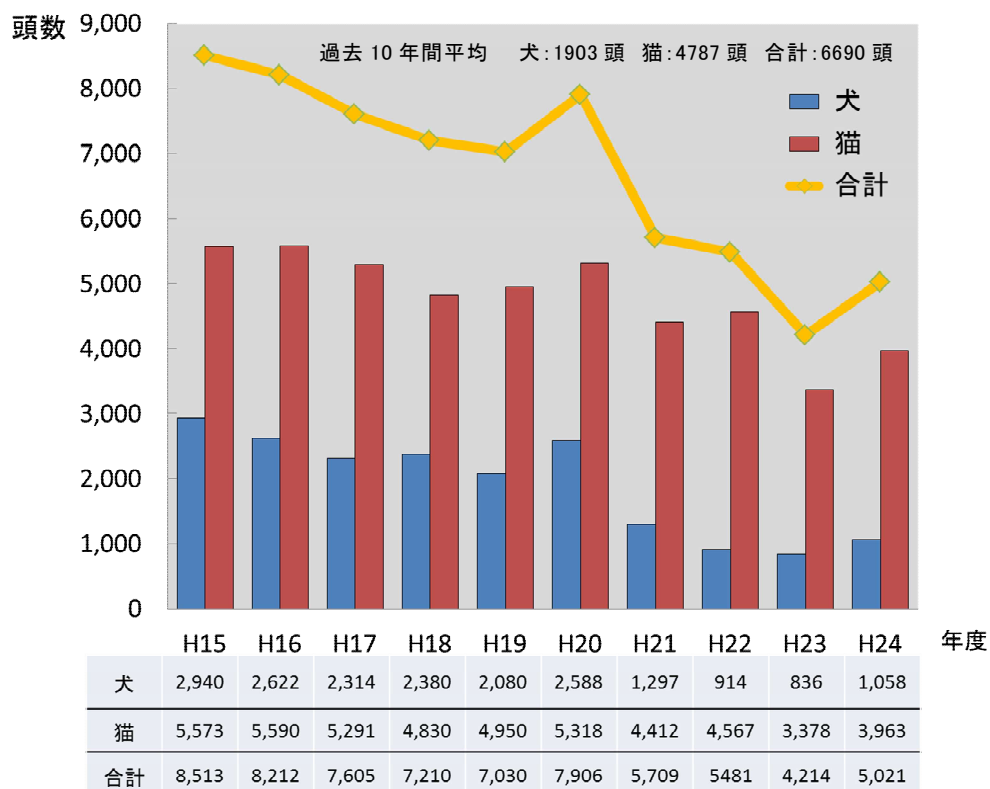


図 1.1 所有者からの引取り頭数



※ H21 以前は所有者からの引取りと拾得者等からの引取りを分けていないためデータなし。

図 1.2 総引取り頭数（所有者からの引取り＋拾得者等からの引取り）



※データ引用 H22～24 は環境省動物愛護管理行政事務提要。H15～21 は事務提要のデータに一部抑留犬を含む年度があるため、沖縄県動物愛護管理センター事業概要から引用。H15～19 の数値には保護幼犬は含まない。

## 2 犬の捕獲

### 【現 状】

- 犬の捕獲については、狂犬病予防法及び市町村飼い犬条例に基づき、野犬や放し飼い犬等徘徊犬の捕獲を行っています。
- 捕獲・収容された犬は、狂犬病予防法に基づき、その犬の特徴などについて2日間の公示を行うこととなっており、各市町村においてこれを実施しています。

県（動物愛護管理センター（以下「センター」という。）、宮古・八重山各保健所）においても、市町村と情報を共有しながらホームページ等で収容情報を公開しています。
- 現在、捕獲頭数は減少傾向にあり、過去10年間で最も捕獲頭数の多かった平成15年度（6,116頭）と平成24年度（2,132頭）を比較してみると、約65%減少しています。しかしながら、依然として2,000頭近い犬が、捕獲・収容されています。（図2.1）
- 捕獲された犬の中には、非常に人に慣れた犬もあり、逸走あるいは遺棄された可能性も否定できません。
- 平成24年度の人口10万人あたりの捕獲頭数を全国と比較<sup>(※)</sup>すると、本県は全国（35頭）の約4.2倍（146頭）となっています。  
（47都道府県中、最も多い状況です。）

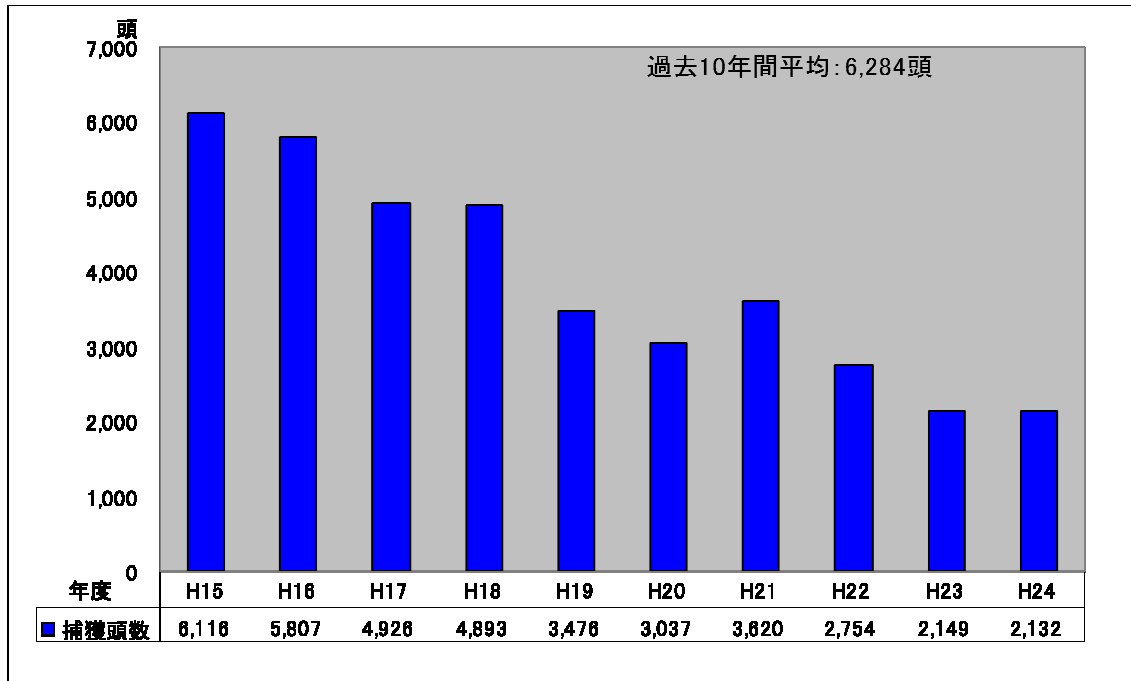
※「厚生労働省 平成24年度都道府県別犬の登録頭数と予防注射率」から

### 【課 題】

- ◆ 捕獲頭数は減少傾向にあり、これまでの適正飼養に係る普及啓発の効果は一定程度あったものと考えられますが、依然として多くの犬が捕獲・収容されている現状から、飼い主責任が十分果たされていないことが考えられます。

このことから、飼い主一人一人に対する効果的な適正飼養の啓発方法を検討する必要があります。
- ◆ すべての飼い主に啓発していくことは、行政関係機関だけでは非常に困難であり、関係機関・団体等と連携して幅広く普及啓発活動を実施できる体制を整備・構築していく必要があります。
- ◆ 地域において適正飼養など動物愛護に関する助言、啓発等が可能な人材（動物愛護推進員、地域ボランティア等）を育成していくことも必要です。

図 2.1 犬の捕獲頭数



### 3 犬の返還

#### 【現 状】

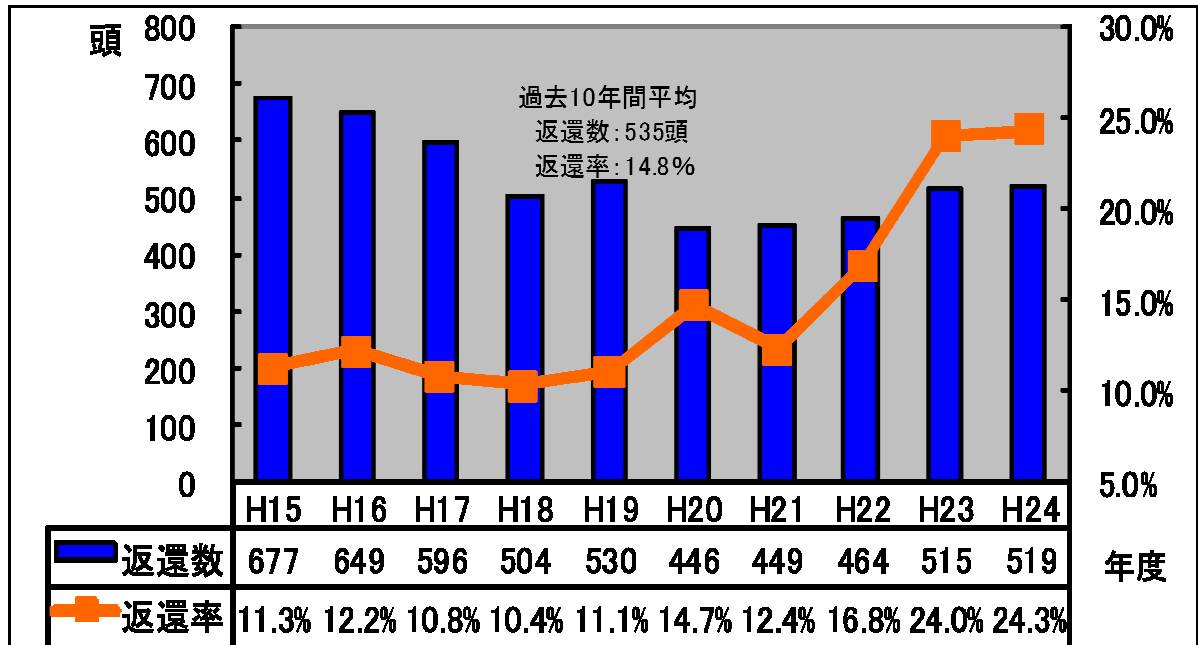
- 狂犬病予防法に基づき捕獲・収容された犬は、飼い主の求めに応じ返還されますが、返還率は、平成 24 年度 24.3%で、平成 15 年の 11.3%と比較して約 2 倍に増えており、返還率は年々向上しています。(図 3.1)  
全国では、47 都道府県中、41 番目の返還率です。(全国 33.0%)
- 県では、23 年度からセンターのホームページに捕獲収容された犬の情報とともに写真を掲載し、飼い主への返還率を向上させる取り組みを行っており、この取り組みが返還率の向上に繋がっていると思われます。
- 捕獲・収容される犬の大半が首輪はあるものの、鑑札・注射済票、迷子札などの所有者を特定できるものを装着していないため、所有者への返還を困難にしています。

\* ; 返還率 = 飼い主へ返還された頭数 (飼い主のもとへ戻った頭数) / 捕獲・保護頭数 × 100

#### 【課 題】

- ◆ 収容された犬が 1 頭でも多く飼い主のもとへ戻れるよう、所有明示措置の普及啓発を推進していく必要があります。
- ◆ 狂犬病予防法に基づく鑑札と注射済票の装着徹底を図る必要があります。各市町村における取り組みを強化するとともに、県においても、獣医師会等と連携して、登録と狂犬病予防注射の実施及び鑑札・注射済票の装着について飼い主への啓発を推進する必要があります。

図 3.1 犬の返還数及び返還率



#### 4 犬・猫の譲渡

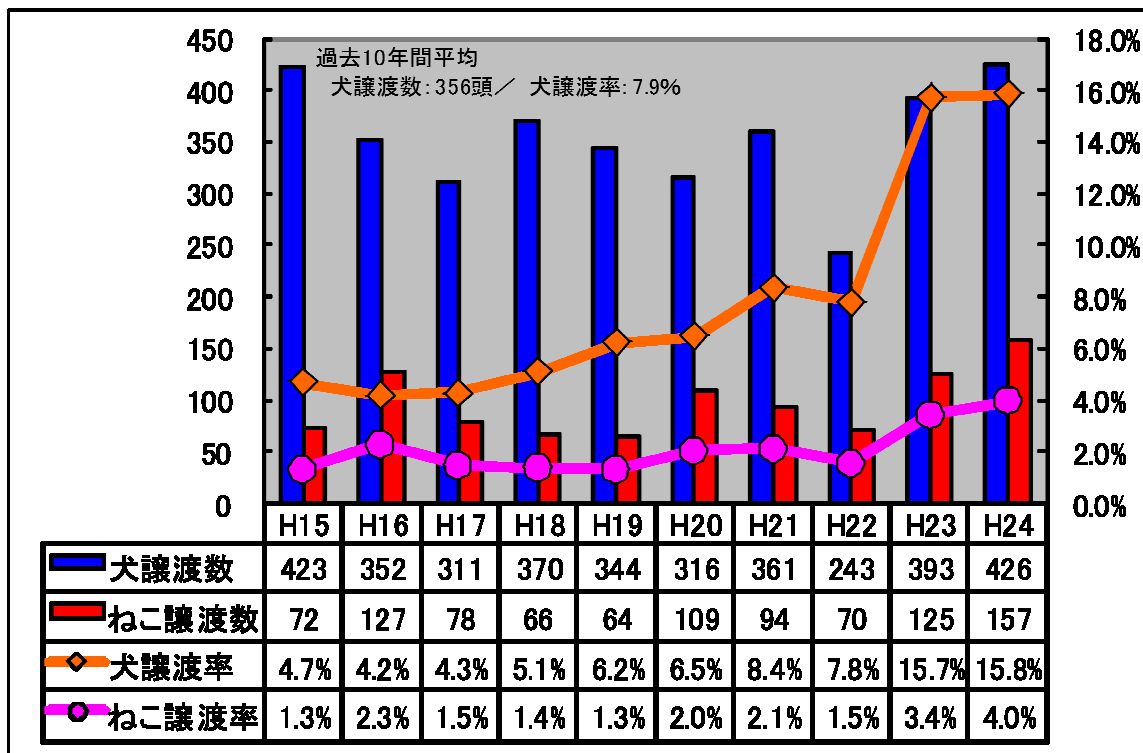
##### 【現 状】

- 捕獲・収容された犬及び飼い主の依頼により引き取られた犬猫については、動物愛護管理法により生存の機会を与えるよう努めなければならないこととされています。本県でもセンターにおいて毎週1回犬の譲渡会を開催し、犬を譲渡しています。また、猫については、随時譲渡をしています。
- センターでは、譲渡する犬や猫の飼養適性をみるとともに、譲渡にあたっては、原則全ての犬猫の不妊・去勢手術及び健康チェック(寄生虫検査等)を行って譲渡しています。
- センターでは、譲渡する犬の新たな飼い主になる方に、適正飼養講習会を受講していただき、模範的な飼い主の育成にも力を入れています。また、猫については、随時、飼い方指導を行っています。
- 過去10年間の譲渡数(譲渡率)の平均は、犬で356頭(7.9%)、猫で96頭(2.1%)となっています。(図4.1)
- 平成24年度の人口10万人あたりの譲渡数を全国と比較すると、本県では犬で全国(13頭)の約2.2倍(30頭)となっています。  
(47都道府県中、6番目に多くの犬を譲渡しています。)
- 猫は、全国(11頭)と同数となっています。  
(47都道府県中、16番目に多くの猫を譲渡しています。)

##### 【課 題】

- ◆ 現在、県ではセンターを中心に譲渡会を実施していますが、さらに生存の機会を増やしていくために、民間団体・ボランティア等の協力を得ながら、譲渡の機会と譲渡頭数を増やしていく必要があります。  
また、適正な譲渡が行えるよう、譲渡対象者や譲渡対象動物の選定方法等のルールづくりが必要となります。
- ◆ センター等から譲渡を受けた新たな飼い主に対し、適正な飼養ができているか、飼養状況等を追跡調査し、譲渡後のフォローアップを強化していく必要があります。

図 4.1 犬・猫の譲渡数及び譲渡率



<譲渡率>

犬：(譲渡数/捕獲・引取頭数) × 100

猫：(譲渡数/引取頭数) × 100

## 5 犬・猫の殺処分

### 【現 状】

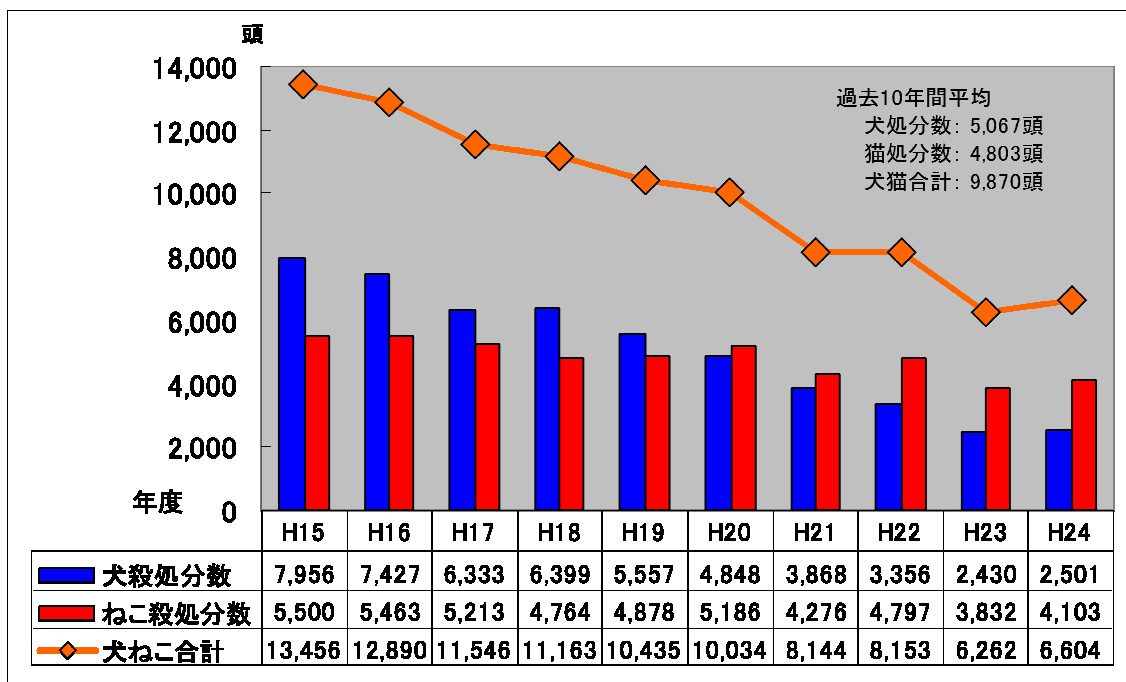
- 捕獲・収容された犬、保護された犬・猫、または飼い主の依頼により引き取られた犬・猫については、飼い主への返還あるいは新たな飼い主への譲渡などを行い、一頭でも多くの犬・猫たちに生存の機会を与えるよう努めているところですが、収容期限内に飼い主が現れない場合や新たな飼い主が見つからない場合は、殺処分とせざるを得ません。
- 平成 24 年度の殺処分数は、犬が 2,501 頭、猫が 4,103 頭の計 6,604 頭で、10 年前の平成 15 年度の殺処分数犬 7,956 頭、猫 5,500 頭の計 13,456 頭と比較してみると、約 50%に減少しています。
- 殺処分頭数は、年々減少傾向にあります。その傾向は犬では顕著であるものの、猫については、最近 5 年間は約 4,500 頭前後で推移しており、必ずしも減少しているとは言えません。(図 5.1)
- 平成 24 年度の人口 10 万人あたりの殺処分頭数(犬猫合計)を全国と比較すると、本県は全国(127 頭)の約 3.4 倍(432 頭)となっています。  
(47 都道府県中、2 番目に多い状況です。)

### 【課 題】

- ◆ 殺処分頭数を一頭でも多く減らしていくためには、引取り頭数・捕獲頭数の減少と返還・譲渡数の増加が密接に関連していることから、終生飼養、繁殖制限及び所有明示措置等これらを総合的に普及啓発していく体制を構築する必要があります。
- ◆ 返還や譲渡など生存の機会を与えることも必要ですが、みだりな繁殖の防止や終生飼養の徹底といった飼い主の果たす役割も大きいことから、これらを広く普及啓発していく必要があります。
- ◆ 今後は、犬はもとより、猫の殺処分数を減少させる取組みを行っていく必要があります。
- ◆ 地域において、適正飼養など動物愛護に関する助言、啓発等が可能な人材(動物愛護推進員、地域ボランティア等)を育成していくことも必要です。



図 5.1 犬・猫殺処分頭数



## 6 動物に関する苦情・相談等

### 【現 状】

- 過去 10 年間の苦情・相談件数の推移をみると、平成 15 年度から平成 19 年度まで増加傾向にありましたが、その後、ある程度減少し、約 20,000 件から 25,000 件の間で推移しています。(図 6.1)
- 苦情・相談等の内訳は、「行方不明犬の問い合わせ」が最も多く、次いで「野犬・放し飼い犬の捕獲依頼」、「猫の引取り依頼等(苦情・相談含む)」、「犬の引取り依頼」の順となっています。(図 6.2)
- 飼い犬や飼い猫が行方不明になったとの問い合わせでは、飼い主を特定できる鑑札・注射済票、迷子札などを装着していないケースが多く、飼い主の発見を困難にしています。
- 猫(特に所有者不明の猫)に関する苦情は、無責任なエサやりによって猫が集まる、ゴミを荒らす、敷地内で糞をする、子猫が生まれ扱いに困るといったものが多く、また、公共や民間の施設等においては、敷地内で数が増えしてしまった等々多様化しています。
- 一部において、猫を排除しようとする者と保護活動を行う個人や団体との間で摩擦が生じ、問題が複雑化するケースもあります。
- 近年、全国的にも多頭飼育による問題が表面化しています。本県においても多頭飼育による動物が発する鳴き声、悪臭、衛生害虫の発生等周辺住民からの苦情が増えつつあります。

### 【課 題】

- ◆ 逸走した飼い犬・飼い猫の早期発見には、鑑札・注射済票、迷子札など飼い主を特定できるものが装着されていることが重要であることから、所有明示措置について普及啓発を推進していく必要があります。
- ◆ 猫については、室内飼い等適正飼養の徹底、繁殖を望まない場合の不妊・去勢等繁殖制限措置及び所有明示措置を飼い主に啓発していく必要があります。  
また、所有者不明猫に対する、無秩序にエサを与えるなど無責任なエサやりは、近隣住民の生活環境を損なうおそれがあることから、無責任なエサやりをやめるよう指導、助言し、いわゆる「地域猫活動等※」の考え方を活用した近隣住民の合意が得られる方法でエサやりを行うよう理解を求めていく必要があります。
- ◆ 猫対策については、苦情・相談内容が地域や場所により多様であり、場合によっては複雑になることもあることから、一定のルールづくりが必要となっています。また、地域、市町村、動物愛護団体・ボランティア等との緊密な連携と情報の共有及び苦情原因者等への継続的な指導・助言が必要となっています。
- ◆ 「猫対策」あるいは「地域猫活動」においては、地域におけるルールづくりの継続的な支援や各事例のデータの蓄積及び検証が必要となっています。
- ◆ 多頭飼育については、周辺住民の生活環境を損なう可能性が高いことから、放し飼いの防止、繁殖制限、衛生管理等を含め適正飼養を啓発するとともに、所有者の飼養能力の限界を超えた飼養とならないよう啓発・指導していく必要があります。また、地域や市町村、民間団体等との連絡体制を整備し、飼養崩壊による動物の放置、虐待等を未然に防止する必要があります。

※地域猫活動：「所有者不明猫（飼い主のいない猫）」の問題解決の手法のひとつとして、「地域猫活動」があります。「地域猫活動」とは、将来的には飼い主のいない猫をなくしていくことを目的とし、地域の理解と協力を得て、地域住民の合意のもとに地域住民が主体となって「飼い主のいない猫」に不妊去勢手術を施してこれ以上増えないようにし、一代限りの命を全うするまでその地域で衛生的に飼養管理を行うことです。また、「地域猫活動」は、「猫」の問題ではなく「地域の環境問題」としてとらえ、周辺美化など地域のルールに基づき、地域計画として考えていく必要があります。

図 6.1 過去 10 年間の動物に関する苦情・相談件数の推移

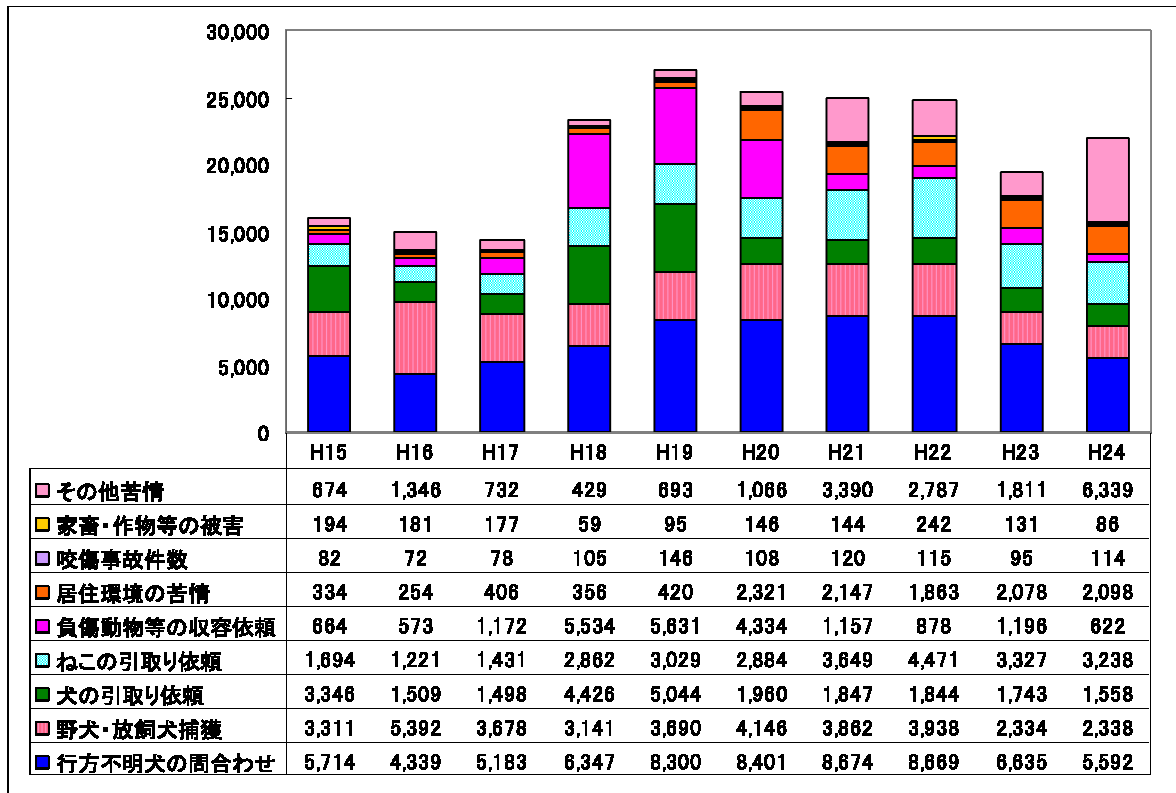
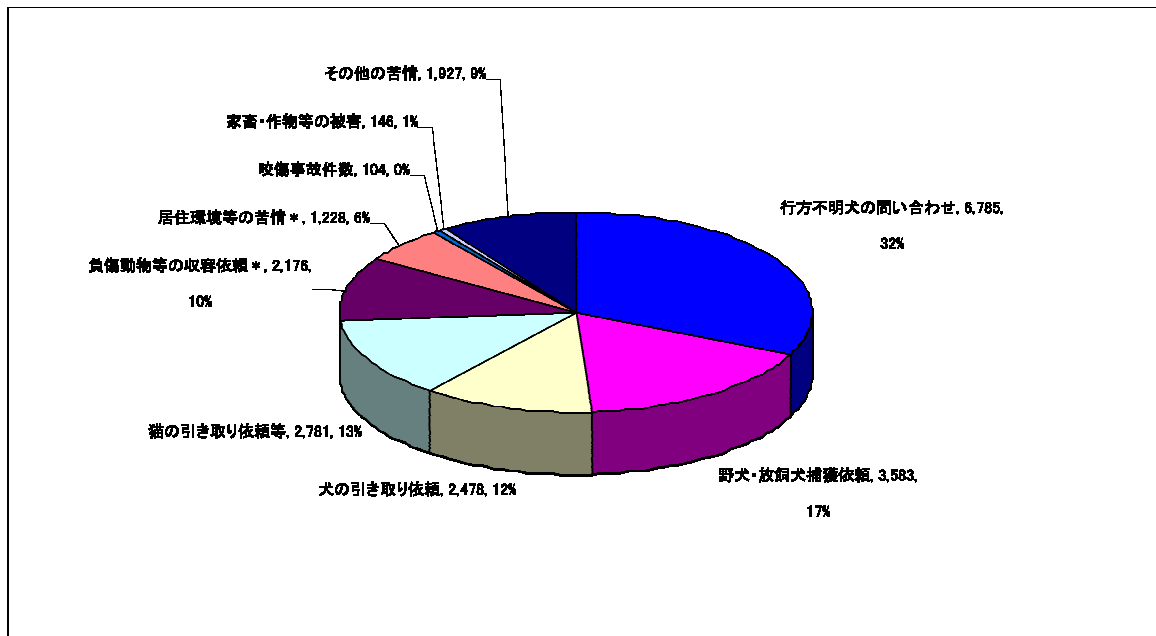


図 6.2 動物に関する苦情・相談内訳



データは過去 10 年間（平成 15 年度～24 年度）の平均値。

## 7 狂犬病予防

### (1) 犬の登録及び狂犬病予防注射

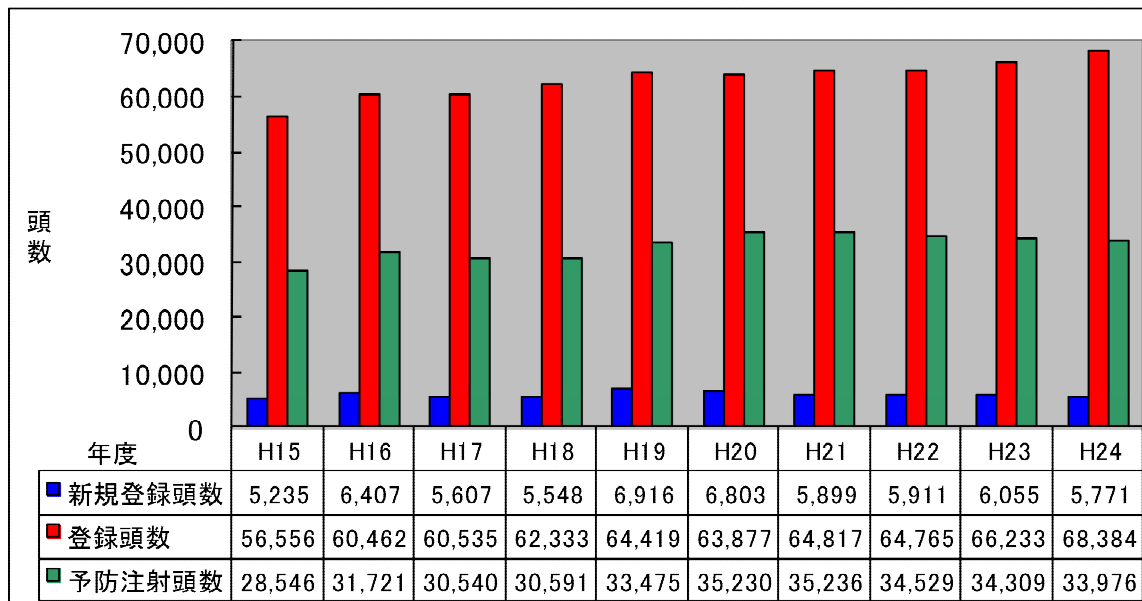
#### 【現 状】

- 狂犬病予防法に基づく犬の登録頭数は増加傾向にあり、平成 24 年度で、約 68,000 頭が各市町村に登録されています。また、予防注射頭数は約 34,000 頭となっています。(図 7.1.1)
- 注射率については、過去 10 年間の中で平成 20 年度が最も高く (55.2%)、以降年々低下し、平成 24 年度には 50.0%を割り込みました。(図 7.1.2) (47 都道府県中、最も低い状況です。(全国 72.4%))
- 平成 18 年 11 月には、フィリピンで犬に咬まれ帰国後に発症し死亡した例 (輸入感染症例 2 例：京都市・横浜市)がありました。
- 平成 25 年 7 月には、日本と同じ島国で清浄国であった台湾で、54 年ぶりに野生動物や飼い犬で狂犬病の発生が確認されました。
- 世界保健機関 (WHO) の推計では、毎年、全世界で約 55,000 人が狂犬病で死亡しているとされています。

#### 【課 題】

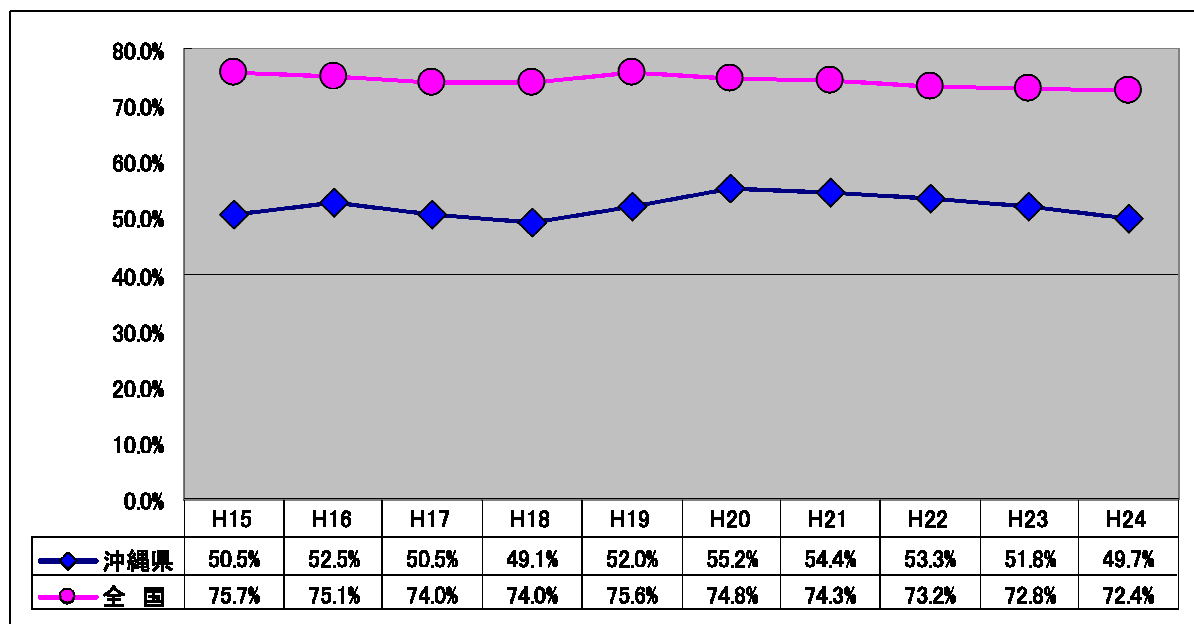
- ◆ 犬の飼い主をはじめ、広く県民に対して狂犬病予防に関する普及啓発を強化していく必要があります。
- ◆ 世界保健機関 (WHO) によれば、狂犬病の蔓延を防止するためには注射率 70%以上が必要といわれており、注射率の低い本県においては、万一狂犬病が侵入した場合、蔓延を防止することが困難となることが予想されます。
- ◆ 注射率の向上が図られるよう、市町村及び獣医師会における集合注射等実施体制を強化していく必要があります。また、犬の飼い主にとって、より身近な開業獣医師の協力も必要となっています。
- ◆ 第一種動物取扱業者にあつては、販売時の事前説明において、狂犬病に関する法制度等の説明 (飼い犬の登録及び毎年一回の狂犬病予防注射の実施並びに鑑札・注射済票の装着)を確実に実施することが求められます。
- ◆ 地域において狂犬病予防に関する助言、啓発等が可能な人材 (動物愛護推進員、地域ボランティア等)を育成していくことも必要となっています。

図 7.1.1 犬の登録頭数と予防注射頭数



(沖縄県生活衛生課調べ)

図 7.1.2 狂犬病予防注射率



(沖縄県生活衛生課調べ)

## (2) 犬による咬傷事故

### 【現 状】

- 過去 10 年間の咬傷事故件数の推移をみると、平成 16 年度が最も少なく、その後、平成 19 年度まで増加し、同年度以降は、事故数 110 件前後で推移しています。(図 7.2.1)
- 平成 24 年度の犬による咬傷事故は 114 件(被咬傷者数 118 人、咬傷犬数 117 頭)発生しています。  
内訳は飼い犬によるものが 113 件(飼い主不明犬含む)、野犬によるものが 4 件となっており、飼い犬による事故が約 97%を占めています。
- 咬傷事故発生時の犬の状況は、「放し飼い」が 44 頭(37.6%)と最も多く、次いで「犬舎等に係留中」が 42 頭(35.9%)の順となっています。(図 7.2.2)
- 被害者の状況は、「通行中」が 33 人(28.0%)と最も多く、次いで「犬に手を出した」が 28 人(22.0%)、「配達・訪問の際」が 24 人(20.3%)の順となっています。(図 7.2.3)
- 咬傷犬の登録状況については、117 頭中 60 頭(51.2%)が登録されていますが、未登録 35 頭(29.9%)、不明 22 頭(11.8%: 飼い主不明 18 頭(15.3%)、野犬 4 頭(3.4%))となっています。
- 被害者を年齢別でみると、50 代の割合が 21.1%と最も高くなっており、次いで小学生以下の幼児・児童が 16.7%と続いています。(図 7.2.4)
- 平成 24 年度の人口 10 万人あたりの咬傷事故件数を全国と比較すると、本県では、全国(3.3 件)の約 2.5 倍(8.1 件)となっています。  
(47 都道府県中、2 番目に多い状況です。)

### 【課 題】

- ◆ 事故発生時の犬の状況において、飼い主の「放し飼い」の事故が最も多くなっていることから、飼い主に対して「放し飼いや逸走防止」等の適正管理に関する啓発を強化していく必要があります。  
また、市町村と連携して野犬・放し飼い犬等徘徊犬の捕獲及び飼い主に対する指導を徹底していく必要があります。
- ◆ 「犬舎等に係留中」の事故も多いことから、繋いだままによる動物側のストレス等を起因とするケースも考えられ飼い犬の種類、生態、習性等を考慮した必要な運動やしつけなど、適正飼養に関する啓発を強化していく必要があります。
- ◆ 事故発生時の被害者の状況において、「通行中」、「犬に手を出した」の事故が多いことから、被害に遭わないよう、県民に対する犬の生態、習性等に関する啓発を強化する必要があります。
- ◆ 年齢別では、50 代の割合が多い状況ですが、小学生以下の幼児・児童が事故に遭うケースも多いことから、事故の未然防止のため、犬の習性等に関する啓発が重要となっており、教育関係機関、市町村、関係団体等と連携・協力し、幼稚園、小学校等を対象にセンターが実施している「動物ふれあい教室」を充実・強化していく必要があります。

図 7.2.1 咬傷事故件数（咬傷犬数・被咬傷者数）

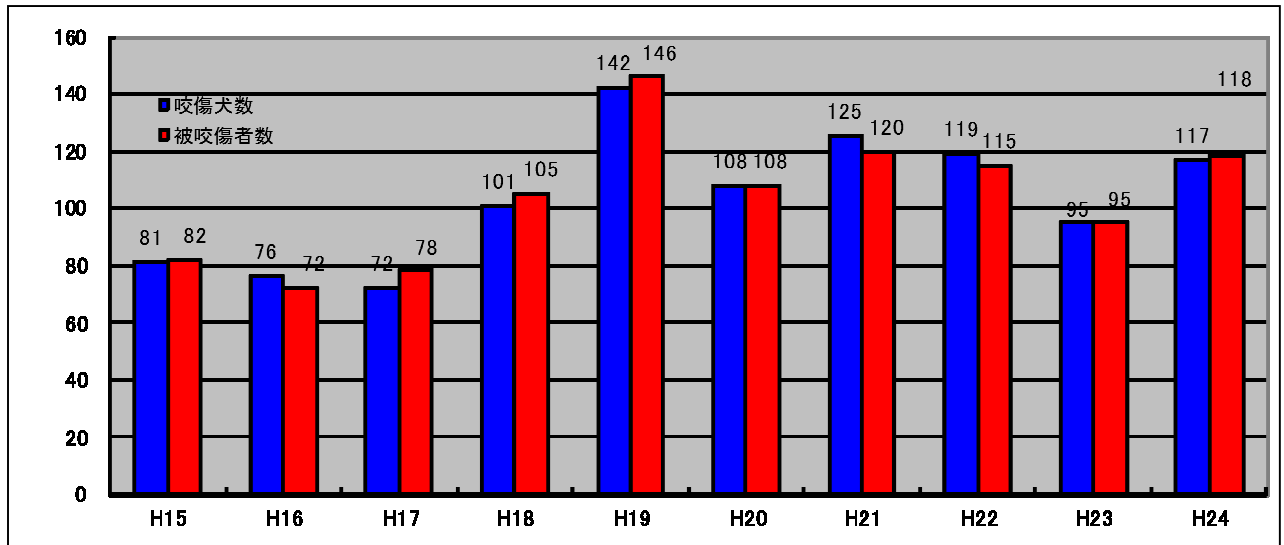


図 7.2.2 事故発生時の動物の状況（平成 24 年度）

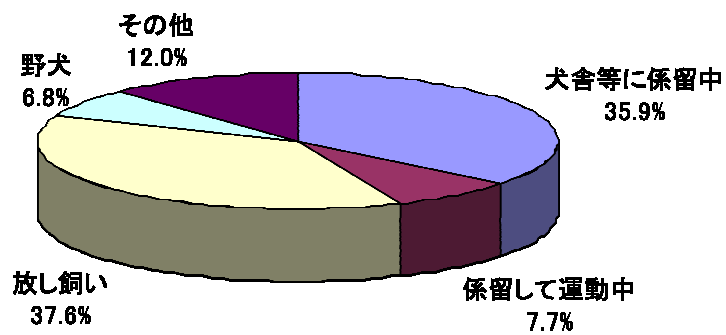




図 7.2.3 事故発生時の被害者の状況（平成 24 年度）

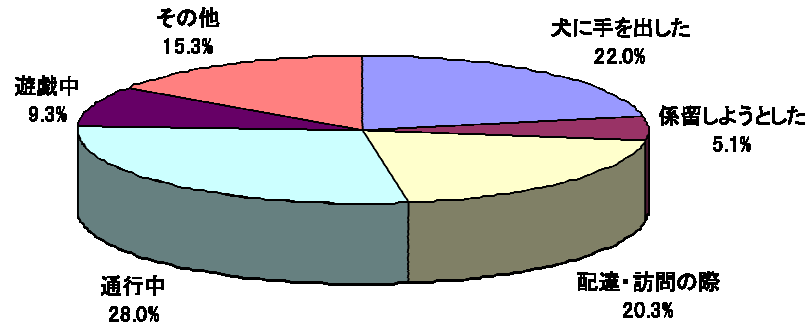
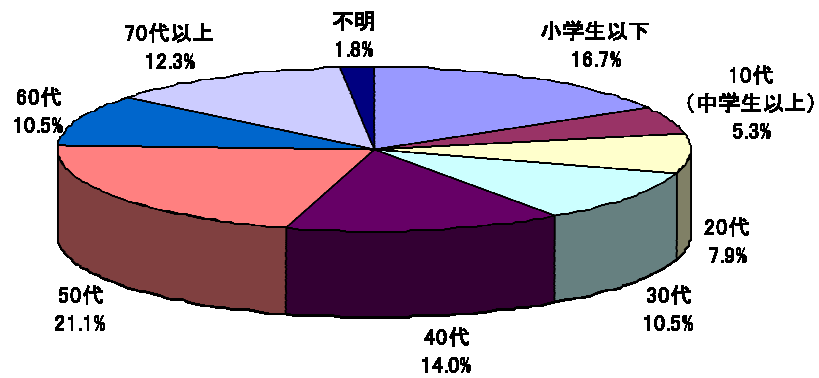


図 7.2.4 咬傷事故年齢別内訳（平成 24 年度）



## 8 動物愛護精神の普及啓発

動物の愛護の基本は、人の命が大切であるように、動物の命についてもその尊厳を守るということにあります。動物の命に対して感謝と畏敬の念を抱くとともに、その気持ちを動物の取扱いに反映させることが必要です。

また、動物が好きな人と苦手な人、興味を持つ人と興味を持たない人というように動物に対して抱く意識や感情は、人それぞれ多様なものです。このような状況のなかで、人と動物がよりよい環境で共生する社会を形成するためには、異なる価値感を持つ人々との相互理解に努め、合意形成していくことが必要です。

### 【現 状】

#### ○ 動物愛護週間（毎年9月20日～26日）

県民に広く動物愛護精神の普及啓発を図り、あわせて生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図ることを趣旨として、毎年多くの関係機関、団体、個人等と連携・協力しながら、動物愛護週間行事を実施しています。

##### ① 動物愛護の集い（11月に開催）

- ・動物愛護図画コンクール（優秀作品表彰式）
- ・犬猫の飼い方、しつけ方教室
- ・動物愛護に関するパネル展（県、協力団体）
- ・災害救助犬の模範演技など協力団体によるアトラクション
- ・犬猫不妊去勢手術助成抽選会（獣医師会）

##### ② 動物愛護街頭キャンペーン

- ・動物愛護週間行事を周知する取り組み

##### ③ 動物慰霊祭

- ・人間の都合によりその生命を全うすることができなかった動物たちの冥福を祈る。（センター）

#### ○ 捨て犬・捨て猫防止キャンペーン

本島北部地域をはじめ県内各地の行楽地等に、犬や猫の遺棄と思われる事案が見られ、地域住民の生活環境に悪影響を与えるとともに、やんばるの希少な野生生物への脅威となっていることから、行楽客をはじめとする県民による捨て犬・捨て猫の防止と動物愛護精神の高揚を図ることを趣旨として、平成14年度より多くの関係機関、団体、個人等の協力を頂きながら実施しています。

#### ○ センターの取り組み

センターでは、動物愛護精神の普及啓発活動として、以下のことに取り組んでいます。（センターの利用状況（来所者数の推移）については、図8.1参照。）

##### ① 体験学習

子供達にセンター業務\*への参加を通じて、動物愛護管理行政について学んでもらいます。

\*：子犬のふれあい教室、譲渡会、適正飼養講習会、負傷動物の治療や不妊・去勢手術の見学、ふれあい広場の衛生管理や子犬の飼育管理など

##### ② 視察研修

児童生徒・学生向けに施設見学と業務の概要説明などを行っています。

##### ③ 動物ふれあい教室

保育園・幼稚園児、小学校低学年の児童を対象に各学校等を訪問し開

催しています。内容は、子犬とのふれあい、危害防止（咬傷事故防止）、衛生教育が中心となっています。

④ 動物介在活動

老人保健施設や社会福祉施設の入所者を対象に各施設を訪問し開催しています。

⑤ 講師派遣

センターより動物適正飼養講習会、犬のしつけ方教室、動物愛護講演会等へ講師を派遣しています。

【課題】

- ◆ 広く県民の間に動物愛護精神を普及し、動物の適正飼養及び管理に関する知識やモラルの向上を図っていく必要があります。
- ◆ 動物愛護週間行事は、県民に対する動物愛護精神の普及啓発の場として非常に重要であることから、多くの県民が参加しやすいものとなるよう、内容の充実を図っていく必要があります。
- ◆ センターの取り組み、特に動物ふれあい教室や体験学習については、子供達の動物愛護精神の学習の場として位置付け、内容の充実を図り、教育関係機関との連携を図りながら、開催回数を増やす等強化していく必要があります。
- ◆ 学校教育においては、「心の健康教育」の推進や「生き物に対する関心を育む教育」の充実を図る必要があります。

図 8.1 センターの利用状況（来所者数の推移）（過去3年）

		H22	H23	H24		
狂犬病予防関係	捕獲・保護・収容依頼数		1,321	1,010	874	
	譲渡(生後91日以上)		145	442	456	
	登録・予防注射問い合わせ		32	8	2	
	陳情・苦情等	放し飼い犬指導依頼		1	1	11
		野犬捕獲依頼		0	6	4
		行方不明犬問い合わせ		1,938	1,735	1,573
		咬傷事故等の苦情		22	10	18
		住居環境等の苦情		1	2	2
		家畜・作物等の被害		0	0	0
その他		16	41	71		
動物愛護関係	引取	犬	引取等依頼件数	417	416	463
			生後91日未満	1,285	1,541	1,429
		猫	引取等依頼件数	436	610	883
			生後91日未満	193	295	379
	負傷動物の収容・処分	犬	収容依頼数	5	14	17
		猫	収容依頼数	21	34	46
		その他	収容依頼数	4	7	15
	苦情等	行方不明ねこ問い合わせ		429	388	400
		住居環境等の苦情		7	6	8
		その他		99	104	145
共通事項	施設見学		276	460	354	
	体験学習		139	54	128	
	講習		16	1	10	
	飼い方・健康相談	犬	17	17	12	
		猫	8	1	5	
	動物取扱業に関する事項		856	1,056	1,200	
	その他		347	477	589	
犬の譲渡講習会・施設見学・体験学習の参加者数			777	624	623	
合計			8,808	9,360	9,717	

## 9 動物取扱業及び特定動物飼養保管施設

### (1) 動物取扱業（第一種動物取扱業、第二種動物取扱業）

#### 【現 状】

- 改正動物愛護管理法では、従来の「動物取扱業」が「第一種動物取扱業」という名称に変更され、営利を目的とせず、飼養施設を有し、一定数以上の動物の取扱いを行う者に対しては、新たに「第二種動物取扱業」の届出が義務付けられました。さらに、第一種動物取扱業者に対する義務規定が追加されるなど規制が強化されました。
- 具体的には、第一種動物取扱業者は、動物（哺乳類・鳥類・爬虫類）を販売する場合には、その動物を購入しようとする顧客に対し、あらかじめ、販売する動物の現在の状態を直接見せるとともに、対面によりその飼養方法、生年月日等適正飼養のための必要な情報を提供することが義務付けられました。また、第一種動物取扱業のうち、犬猫の販売を行う者は、「犬猫等健康安全計画」の策定と遵守、販売する犬猫の日齢規制、個体ごとの帳簿の作成・管理、毎年1回の所有状況報告等が義務付けられました。
- 平成24年6月の動物愛護管理法の政省令の一部改正により、動物の販売業者・貸出業者・展示業者による犬及び猫の午後8時から午前8時までの販売、展示等が禁止されました。また、第一種動物取扱業の業種として、競りあっせん業※1、譲受飼養業※2が新しく追加されました。
  - ※1 競りあっせん業：会場を設けていわゆる動物オークションを行う事業者のこと。
  - ※2 譲受飼養業：有償で動物を譲り受けてその飼養を行う事業者のこと。
- 第一種動物取扱業者は、一般の人々に人と動物とのきっかけをもつ入口としての役割を担っているため、適正な飼養管理がなされるよう飼い主への良き助言者としての役割が求められています。
- 平成20年度から平成24年度までの第一種動物取扱業の登録数の推移は図9.1のとおりです。

#### 【課 題】

- ◆ 改正動物愛護管理法に伴う制度の着実な運用が必要であるため、動物取扱業者によるより一層の自主管理の推進を図る必要があります。
- ◆ 動物に関係する事業業態が多様化する中、動物に対する飼養管理が不適切な業者が見受けられることから、動物取扱業者の定期的な監視・指導により動物飼養施設等の構造・規模及び維持管理、動物の管理方法、台帳等の確認をより一層徹底する必要があります。
- ◆ 動物取扱責任者講習会の充実と未受講者への指導を徹底する必要があります。
- ◆ 第一種動物取扱業者と連携し、新たに飼い主となる県民に対し、適正飼養等の啓発ができるような仕組みを検討する必要があります。
- ◆ 新設された第二種動物取扱業※の届出制度について、広く周知していく必要があります。

※第二種動物取扱業：動物愛護団体の動物シェルター、公園等での非営利の展示等が対象になります。

図 9.1 第一種動物取扱業登録数

平成 25 年 3 月末現在

	動物取扱業 総業者数	動物取扱業登録業種別内訳							業種別 内訳計
		販売	保管	貸出し	訓練	展示	競り あっせん業	譲受 飼養業	
平成 20 年度	372	254	128	12	19	48	-	-	461
平成 21 年度	412	270	146	13	21	57	-	-	507
平成 22 年度	431	276	160	13	21	63	-	-	533
平成 23 年度	438	266	173	14	24	68	-	-	545
平成 24 年度	421	231	181	8	19	68	0	0	507

※ 1 業者が複数の業種を登録している場合があるので、総業者数と業種別内訳計は一致しない。

※平成 24 年 6 月の動物愛護管理法の政省令の一部改正により、第一種動物取扱業の業種として、競りあっせん業、譲受飼養業が新しく追加された。

## (2) 特定動物飼養保管施設

### 【現 状】

- 動物愛護管理法において、特定動物とは、管理が不適切な場合や逸走した場合等に、人の生命、身体又は財産に対して侵害を加えるおそれのある動物のことで、トラ、タカ、ハブ、ワニガメなど哺乳類、鳥類、爬虫類の約 650 種が対象となっています。
- 特定動物が万一逃げ出すと、人や生活環境に重大な被害を及ぼすことから飼養する場合には、都道府県知事等の許可が必要であり、法令等に基づき施設基準、飼養方法を遵守する必要があります。
- 改正動物愛護管理法では、特定動物の飼養又は保管の許可基準に、「飼養又は保管が困難になった場合の措置」の項目が追加されました。
- 平成 24 年には他県で、クマ牧場からクマが逸走し、飼育員を死亡させる事故が発生しています。また、本県においてもワニガメがため池や住宅地域を流れる河川から発見される事案が発生しています。
- 平成 20 年度から平成 24 年度までの許可施設数及び許可頭数は図 9.2 のとおりです。

### 【課 題】

- ◆ 特定動物は、飼養施設からの逸走や飼養者による飼養放棄があった場合、人や生活環境に重大な被害を及ぼすことから、特定動物の飼養者及び管理者は、より一層の責任と適正な取扱いが求められます。
- ◆ 特定動物が野外で発見される事案や無許可飼養の事例も発生しており、特定動物の適正な飼養管理や許可制度の普及啓発の徹底が重要となっています。
- ◆ 特定動物飼養保管施設への定期的な監視・指導による、動物飼養施設等の構造・規模及び維持管理、動物の管理方法等を確認するとともに、逸走防止や終生飼養に関し徹底して指導していく必要があります。
- ◆ 特定動物を業に用いる第一種動物取扱業者を監視する際、管理台帳等関係帳票の確認を徹底し、無許可飼養を排除していく必要があります。

図 9.2 特定動物の飼養許可施設数及び許可頭数

	計		哺乳綱		鳥綱		爬虫綱	
	施設数	頭数	施設数	頭数	施設数	頭数	施設数	頭数
平成20年度	23	947	3	30	2	3	18	914
平成21年度	20	888	3	29	2	3	19	856
平成22年度	22	890	3	25	3	4	20	861
平成23年度	27	2,067	3	66	2	7	26	1,194
平成24年度	24	889	3	21	2	2	21	866



## 10 動物愛護推進員

### 【現 状】

- 本県では、平成 24 年度現在、動物愛護推進員の委嘱を行っていません。
- 平成 24 年度現在、全国の 107 自治体（政令市、中核市を含む）のうち、60 自治体において動物愛護推進員制度が設けられており、多くの動物愛護推進員が活動しています。
  - \* 動物愛護管理行政事務提要（平成 24 年度）：環境省より

### 【課 題】

- ◆ 動物愛護推進員の委嘱を行い、委嘱後における充実した活動を実施するための方策及び動物愛護推進員の資質向上を図っていく必要があります。

## 11 災害時における動物の救護

### 【現 状】

- 東日本大震災では、被災動物の受入れ施設の確保、避難所での動物の取扱い及び飼い主とはぐれてしまった動物の救護活動等の対応が課題としてあげられました。
- 改正動物愛護管理法では、都道府県等が定める推進計画に「災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項」の項目が追加されました。
- 災害時における動物の救護については、沖縄県地域防災計画（平成 25 年 3 月策定）に、「犬等及び危険動物の保護・収容計画」及び「ペットの対応」として明記されています。
- 大規模な災害が発生し、被災県単独では、十分な対応が困難な場合においては、被災した愛護動物の救護活動が広域かつ円滑に行えるよう平成 25 年 10 月 22 日に、九州・山口 9 県で「災害時における愛護動物の救護に関する協定」を締結しました。

### 【課 題】

- ◆ 地震等の災害時には、動物を所有する被災者等の心の安らぎの確保、被災動物の救護及び動物による人への危害防止等の観点から、避難所におけるルール作り、被災地に残された動物の保護収容及び動物の餌等の確保を行う必要があります。
- ◆ 災害発生時における「動物の救護」について、市町村、獣医師会、動物愛護団体、民間団体等関係機関との連携、実施体制等を検討する必要があります。さらに、「特定動物対策」については、警察、消防も含めた連携、実施体制等を検討する必要があります。
- ◆ 本県では、これまで、台風を除く地震等の大規模災害の発生がないことから、災害発生時のシミュレーションが十分とは言えません。このため、災害時の具体的な動物救護体制を整備しておくことが早急の課題となっています。さらに、災害を想定した机上演習及び飼い主とペットの同行避難訓練等の実施にも取り組む必要があります。

## 第3

## 計画の基本方針

本計画では、「～人と動物が共生できる沖縄県をめざして～」を基本理念として、前節の現状と課題を踏まえ、本計画の基本方針を次のとおりとします。

### 1 「命<sup>ぬち</sup>どう宝」が動物愛護にも実践できる社会の実現

動物愛護の基本は、人においてその命が大切なように、動物の命についてもその尊厳を守るということにあります。命ある動物に対し優しい眼差しを向けるような態度なくして、社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図ることはできません。

このことから、県民一人一人が動物の命について考え、「命<sup>ぬち</sup>どう宝」が動物愛護にも実践できるよう、多くの関係者と連携し、最終的には犬猫の不要な殺処分がゼロとなるような社会を目指して、教育活動や広報活動等を通じた普及啓発及び各施策に取り組んでいきます。

### 2 動物の適正な飼養管理に基づく人と動物が共生する社会の実現

人と動物が共生する社会をつくるためには、動物の命を尊重する考え方及び態度を確立することと併せて、動物の鳴き声や糞尿等による迷惑防止を含め、飼っている動物が人の生命、身体又は財産を侵害することのないよう、適切に飼養管理する必要があります。

ペットが伴侶動物（コンパニオンアニマル）として生活に欠かせない存在となりつつある一方、動物が人と一緒に生活する存在として社会に受け入れられるためには、人と動物の関わりについても十分に考慮した上で、その飼養及び保管を適切に行うことが求められます。

また、沖縄県にはヤンバルクイナなど数多くの固有種を含む野生生物が生息しています。遺棄や逸走によって野生化した動物が、在来の野生生物を捕食したり、病原体や寄生虫を持ち込むなど、生態系を脅かす存在になっています。野生生物との共生や沖縄の豊かな自然環境を保護する観点からも、飼っている動物を適正に飼養管理する必要があります。

これらのことから、多くの関係者と連携し、教育活動や広報活動等を通して普及啓発に取り組み、動物の適正飼養管理を推進していくことで、人と動物が共生する社会の実現をめざします。

### 3 連携・協働による施策推進の体制づくり

動物の愛護及び管理に関する課題は、飼い主のマナー欠如による近隣への迷惑問題や野良猫への無責任な餌やりを巡るトラブルのように、地域に密着したもののから、犬・猫・負傷動物等の収容、動物取扱業者や特定動物飼養保管許可施設の監視・指導、動物由来感染症対策、災害時対策といった広域的・専門的なものまで様々です。また、それぞれにおいて、県、市町村、獣医師会、動物取扱業者、動物愛護団体等多くが主体として関わっていることから、適切な役割分担のもとに課題解決や施策推進のための関係者間のネットワークを構築し、協働により各種課題の解決に取り組んでいきます。

### 4 人と動物の安全の確保

大規模な災害では、人のみならず動物も被災するため、飼い主が不明な動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民がペットを伴い避難所に同行避難することが予想されます。

災害発生時のペットの救護活動は、動物愛護の観点だけではなく、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点からも重要です。

従いまして、大規模な災害時における「ペットの救護」については、重要な課題の一つであり、救護活動を広域的かつ円滑に行うため各関係機関との連携体制を整備します。

また、諸外国においては、多くの動物由来感染症※が発生しています。その背景としては、交通手段の発展による膨大な人と物の移動、土地開発と自然環境の変化及び野生動物のペット化等による人間社会の変化や人間の行動の多様化が要因といわれています。

動物から病気を移されないためには、動物由来感染症の正しい知識やその予防対策について、動物の所有者だけではなく県民全体が理解する必要があることから、各関係機関と連携して動物由来感染症に関する正しい知識の普及啓発を推進します。

※動物由来感染症：動物から人に感染する病気の総称。

狂犬病、猫ひっかき病、サルモネラ症、エボラ出血熱、腸管出血性大腸菌感染症等、世界保健機関（WHO）で把握されているだけでも 150 種類以上あります。

#### 命どう宝

意味：命は宝物であり、最も尊いもの

由来：幾多の苦難を体験したウチナーンチュが共有する反戦と平和の願いを込めたメッセージ。もともとは琉球最期の王、尚泰が詠んだ琉歌「戦（いく）さ世（ゆ）んしまち みるく（弥勒）世ややがて 嘆くなよ臣下（しんか） 命どう宝」。

### 1 沖縄県の役割

県には、犬猫の保護や引取り、動物取扱業者や特定動物の飼養施設の監視指導等、専門的な業務から、動物の愛護と適正飼養に関する普及啓発、動物由来感染症対策及び災害時対策等、広域的な業務を行う役割があります。

また、本計画を推進していくために、各主体との連携・協働体制の構築、地域におけるボランティア活動等の支援、人材の発掘・育成などの役割があります。

### 2 市町村の役割

動物愛護管理に関する課題の多くは地域社会に密着したものであり、課題の解決には各地域の実情に応じた対応が必要となります。

市町村には、生活環境を損なう不適正な飼養者や、狂犬病予防法または飼い犬条例を遵守しない飼養者への指導と、住民への動物の愛護と適正飼養に関する普及啓発を行う役割があります。

また、市町村における災害時の被災動物対策については、実情を勘案し必要な業務を担う役割があります。

### 3 飼い主の役割

飼い主（所有者又は占有者）には、動物愛護管理法や狂犬病予防法といった関係法令を遵守するとともに、動物の種類や習性に応じて、終生にわたり適正に飼養するという責務を果たす役割があります。

また、飼養する動物が人の生命、身体、財産に害を加え、他人に迷惑を及ぼすことがないように、地域社会のルールを遵守することや、自ら飼養する動物が地域に受け入れられるよう主体的に行動することも、重要な役割となります。

### 4 動物取扱業者の役割

動物取扱業者には、関係法令で定める基準等を遵守し、取り扱う動物の適正な飼養・保管等に努める役割があります。

また、動物を取り扱うプロフェッショナルとしての自覚と、自らが動物の飼養者としての責任を持ち、動物を飼おうとする人へ適切な助言を行うことにより、飼い主責任が果たされるよう啓発していくことも、動物取扱業者の重要な役割です。

さらに、各主体が行う取り組みに積極的に協力し、動物取扱業者としての社会的な責任を担う役割があります。

## 5 県民の役割

人と動物が共生できる沖縄県の実現に向け、動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深め、動物由来感染症などに関する正しい知識を習得し、動物に関する地域活動への理解と支援、協力等を行うなど、積極的に行動することが、県民に期待される役割です。

また、人が動物に対して抱く感情は様々であることから、地域社会の中で相互に理解し、よりよい人間関係を築いていくよう努めなければなりません。

## 6 獣医師会の役割

獣医師会には、行政や教育関係機関及び民間団体等と連携をとりながら、地域の動物愛護活動、学校飼育動物に対する動物の健康管理や適正飼養管理等への技術的な支援や助言を行い、また、獣医師会が独自で行う公益事業等を通じて、専門的な立場から、人と動物が共生できる沖縄県の実現に向けてリードしていく役割があります。

## 7 動物愛護団体等の役割

動物愛護団体等には、それぞれの地域で動物愛護活動を行っていることから、行政や関係機関等と連携、協働し、人と動物が共生できる沖縄県の実現に向け、本計画の推進をサポートしていく役割があります。

また、独自の活動の中で、地域住民等に対する適正飼養などの動物愛護に関する助言や啓発等を関係機関と協力して行う役割があります。

## 8 教育機関等の役割

学校をはじめとする教育関係機関には、幼児・児童・生徒に対する動物愛護教育に努め、本計画の推進に協力していく役割があります。

## 第5

## 指標及び数値目標

本計画における各施策の達成状況を確認するため、平成35年度までの各指標と数値目標を以下のとおり設定します。基準年度は平成16年度又は平成24年度とします。

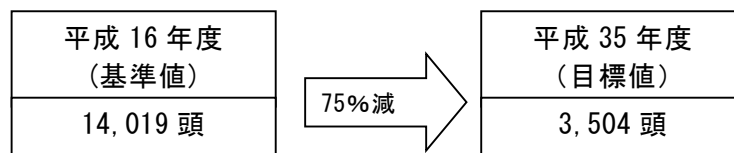
### 1 「命<sup>めい</sup>どう宝」が動物愛護にも実践できる社会の実現

将来像：県民一人一人が動物の命について考え、動物愛護にも「命<sup>めい</sup>どう宝」を実践し、最終的には犬猫の不要な殺処分がゼロとなるなど、最後まで責任を持って動物を飼うことができる。

指標名1：犬猫の引取り数

数値目標：平成16年度（基準値）の75%減

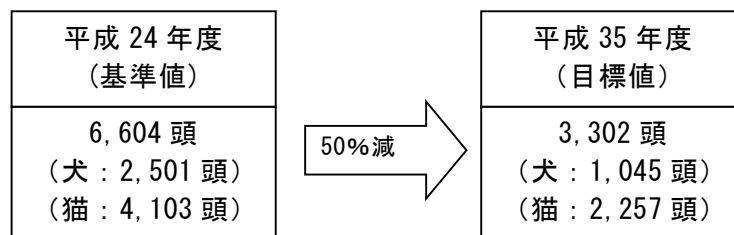
基本指針では、平成35年度の引取り数（捕獲犬を含む）を平成16年度の75%削減を目指すとしていることから、新たに数値目標として追加し、平成16年度の75%削減を目指します。



※負傷収容犬猫は含まない。

指標名2：犬猫の殺処分数\*

数値目標：平成24年度（基準値）の50%減



※負傷収容犬猫を含む。

\*：犬猫の殺処分数 = 犬猫の収容頭数 - (返還頭数 + 譲渡頭数)

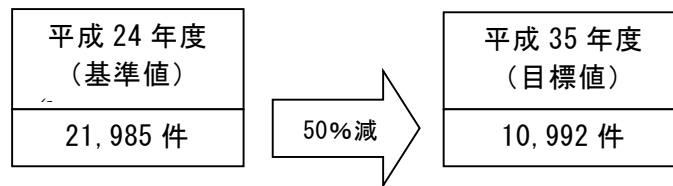
※平成27年度に、殺処分数が3,292頭となり目標を達成したことから、平成28年度の実績等を踏まえ、次回改定を行う平成30年度までの暫定的な目標値を1,500頭（犬猫合計）とします。

## 2 動物の適正な飼養管理に基づく人と動物が共生する社会の実現

将来像：動物を飼う人や取り扱う人々が社会的責任を自覚し、適正飼養と管理を実施することにより、周辺への配慮とマナー・モラルが向上し、人と動物が共生できる社会が実現されている。

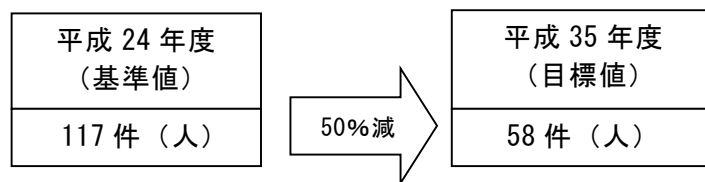
指標名3：犬猫による苦情・相談件数

数値目標：平成24年度（基準値）の50%減



指標名4：咬傷事故件数（被咬傷者数）

数値目標：平成24年度（基準値）の50%減

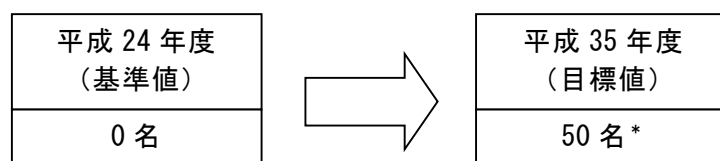


## 3 連携・協働による施策推進の体制づくり

将来像：適切な役割分担と関係者間のネットワーク体制が整備され、連携・協働による施策の推進体制が確立されている。また、動物愛護推進員や地域ボランティアが各地で活躍し、地域の相談窓口となっている。

指標名5：動物愛護推進員の数

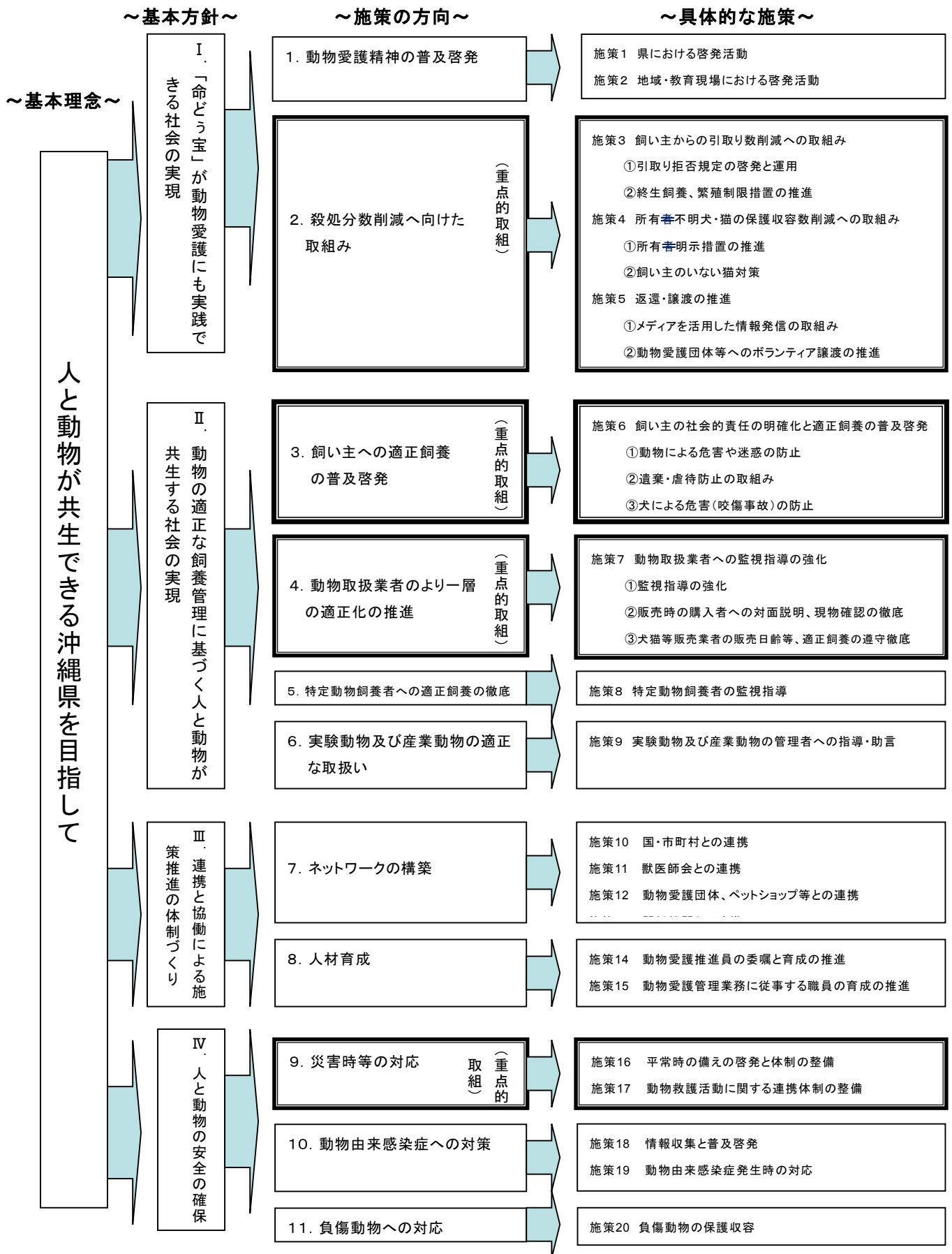
数値目標：平成35年度までに50名を委嘱



\* 各市町村あたり1名以上

# 第6

# 計画の体系図





## 第 7

## 施策の方向と具体的施策

### 1 動物の愛護精神の普及啓発

#### 施策 1 県における啓発活動

##### 【目 標】

- 動物が命あるものであることを踏まえ、動物の健康と安全の確保、遺棄・虐待の防止、そして、犬・猫の引取り数の減少をめざします。

##### 【展 開】

- (1) 動物愛護の精神を県民に幅広く普及していくためには、あらゆる年代を対象に様々な機会を捉えて飼い主の終生飼養の責務、動物の虐待防止及び動物の適正な取扱い等について普及啓発を推進していきます。
- (2) 動物ふれあい教室や動物愛護週間行事等の普及啓発活動、ホームページ、各種公報媒体及びパンフレット・ポスター等啓発資材を活用し、ひろく県民の動物愛護精神の高揚と適正飼養の啓発に取り組みます。
- (3) 飼い主に対し、終生飼養、繁殖制限、所有明示などを基本として、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」（平成 14 年 5 月 28 日環境省告示第 37 号）について周知・啓発に取り組みます。  
また、市町村、獣医師会、関係団体等と連携・協働し、広く飼い主に対し適正飼養の普及啓発が図られるよう体制の整備に取り組めます。  
さらに、県民に対しては、動物の生態・習性等の理解や終生飼養、安易な飼養の防止など「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」の一般原則に則した周知・啓発に努めます。  
特に、所有者等の責務のうち、終生飼養や適切な繁殖制限措置を講ずることについて積極的に広報します。
- (4) 動物とのふれあい事業の推進に当たっては、適正な飼養管理や動物のストレスを減らす配慮が必要であり、国によるガイドライン作成の動向などを踏まえ、そのあり方について検討します。また、子供の情操の涵養等を目的とした学校飼育動物についても同様の配慮が行われるよう検討します。
- (5) 第一種動物取扱業者に対し、購入希望者への安易な飼養の防止が図られるよう、終生飼養、繁殖制限、所有明示措置、動物の生態・習性等に関する販売時の事前説明の確実な実施を求めています。また、新たに飼い主となる県民に対し、適正飼養に関する啓発が第一種動物取扱業者と連携して実施できるような仕組みを検討していきます。
- (6) 狂犬病予防については、犬の飼い主をはじめ広く県民に対し、狂犬病の脅威と狂犬病予防法の意義、登録や予防注射の必要性等、市町村、獣医師会、関係団体等と連携・協働し、普及啓発の強化に取り組み犬の登録と狂犬病予防注射の徹底を図ります。第一種動物取扱業者に対し、販売時の事前説明における狂犬病に関する説明の実施を確実に行うよう、指導していきます。
- (7) 猫の飼養については、終生飼養、繁殖制限措置、屋内飼養及び所有明示措置の 4 原則について、市町村、獣医師会、関係団体等と連携・協働し、広

- く飼い主に対し啓発が図られるよう取り組みます。
- (8) 改正動物愛護管理法により、動物が命あるものであることを踏まえた適正な飼養方法及び虐待の具体的事例が同改正動物愛護管理法に明記されたこと並びに愛護動物の殺傷、虐待等について罰則が強化されたことの周知徹底を図るとともに、警察との連携をより一層推進します。

## 施策2 地域・教育現場における啓発活動

### 【目標】

- 県が実施する動物愛護に関する催しに多数の県民の参加をめざします。

### 【展開】

- (1) 動物愛護週間行事、動物ふれあい教室及びセンターでの体験学習等の催しにより多くの県民が参加できるよう内容の充実に努めます。
- (2) 地域における動物愛護の推進を担う動物愛護推進員等のボランティアが行う動物愛護に関する普及啓発活動の支援を行います。
- (3) 子どもが生命を尊重し心豊かに育つ上で、動物とのふれあいや家庭でのペットの適正な飼養の経験が重要とされていることから、動物ふれあい教室等の内容の充実に図り、保育園・幼稚園児、小学校の児童を対象に各学校等を訪問し、開催します。
- (4) 生徒・児童に対する動物愛護教育について、次のように取り組みを進めていきます。
  - ①動物飼育を通じた「情操教育」の推進  
動物飼育は、動物の生命に係わることにより生き物としての動物の存在を意識し、自らの責任、役割を自覚するようになるなど、よりよい教育効果が期待できることから、動物飼育を通じた「情操教育」を教育機関と連携して推進していきます。
  - ②「生き物に対する関心を育む教育」の充実  
子どもたちが実際に動物の世話をしながら、その動物に関心をもつとともに、知的な気付きを経験したり、見出した問題を調べたりするなどの活動をとおして、生き物に対する科学的な興味を育てていることから、「生き物に対する関心を育む教育」を教育機関と連携して充実していきます。
- (5) 学校飼育動物の適正飼養や動物由来感染症の感染防止等に関し、教育関係機関と獣医師会との連携協力体制を構築していきます。また、獣医師会、動物愛護団体等の専門的知識に基づく支援や助言を行う体制（学校獣医師制度；仮称）を整備していきます。
- (6) 学校関係者に対する学校飼育動物の適正飼養等に関する研修会・講習会等を獣医師会と協力して実施していきます。

## 2 殺処分数削減へ向けた取組み

### 施策3 飼い主からの引取り数削減への取組み

#### 【目標】

- 犬・猫の飼い主からの引取り数の削減をめざします。

#### 【展開】

##### 施策3-① 引取り拒否規定の啓発と運用

- (1) 改正動物愛護管理法では、動物の所有者による終生飼養の努力義務が明記され、都道府県等は、所有者から犬及び猫の引取りを求められた際、終生飼養の原則に反する理由による引取り（動物取扱業者からの引取り、繰り返しての引取り、犬又は猫の老齢や病気を理由とした引取り等）を拒否することができる」と規定されました。
- (2) これを受けて、本県では、引取りを拒否できる事由について啓発を行うとともに、当該規定の運用を行うことで、飼い主からの犬及び猫の引取り数の削減に努めます。

##### 施策3-② 終生飼養、繁殖制限措置の推進

- (1) 動物がその命を終えるまで適切に飼養することは、飼い主としての責務であり、動物の命を尊重する観点から飼い主に対して終生飼養に関する意識啓発のための指導・助言を行うとともに動物ふれあい教室や広報媒体等を利用して終生飼養が一層浸透するよう普及啓発していきます。
- (2) 人が適正に飼養できる犬や猫の数には限りがあり、無計画な繁殖は結果として不幸な犬や猫を増やすことになること、また、不妊去勢手術の措置は、望まれない繁殖を避けるだけでなく、犬や猫の生殖器に関連する病気の予防、問題行動の抑制等のメリットもあることから繁殖制限措置の推進に努めます。

### 施策4 所有者不明の犬・猫の保護収容数削減への取組み

#### 【目標】

- 所有者不明の犬・猫の保護収容数の削減をめざします。

#### 【展開】

##### 施策4-① 所有明示措置の推進

- (1) 飼い主や県民に対し、犬鑑札、迷子札等の所有明示措置の意義や役割（動物の盗難・迷子の発生防止、迷子になった動物や非常災害時に逸走した動物の所有者の発見、所有者の意識向上等を通じた動物の遺棄・逸走の未然防止）をホームページ、各種公報媒体、パンフレット等啓発資材を活用して広

く啓発し、一頭でも多くの犬や猫が飼い主の元へ戻れるよう、取り組んでいきます。

- (2) 市町村、獣医師会、動物取扱業者、関係団体等と連携・協働し、広く飼い主に対し、所有明示に関する普及啓発に取り組みます。特に、マイクロチップについては、体内に埋め込まれるため、首輪等のように脱落のおそれがないこと、また、今後、国においては販売される犬や猫へのマイクロチップ装着の義務化に向けた検討も予定されていることからマイクロチップ装着による所有明示の普及を推進します。
- (3) 狂犬病予防法に基づく鑑札や注射済票については、犬の飼い主の義務となっている事から、市町村と連携・協働し、鑑札や注射済票の装着の徹底を図られるよう、飼い主に対し啓発・指導していきます。

#### 施策４－② 飼い主のいない猫対策

- (1) 殺処分される猫のほとんどは、飼い主のいない猫（野良猫）として保護収容された猫です。まず、猫の飼養者へ終生飼養、不妊去勢措置、屋内飼養及び所有明示の適正飼養の実施について啓発し、飼い主のいない猫を増やすことに繋がらないようにします。
- (2) 飼い主のいない猫については、ゴミあさり、糞尿被害及び財産への侵害等、生活環境被害もあることから、本県としましては、飼い主のいない猫の問題解決のために地域住民の合意のもとに地域住民が主体となって飼い主のいない猫の問題に取り組む地域に対しては、「沖縄県猫の適正飼育ガイドライン（平成25年3月）」で位置づけた「地域猫活動」の「モデル地区」として、不妊去勢手術等の支援を行います。
- (3) 地域の理解と協力を得て、地域住民、ボランティア、市町村、県等がそれぞれ実行可能な役割を果たし、連携を図りながら保護収容される飼い主のいない猫の数を減らします。

### 施策５ 返還・譲渡の推進

#### 【目標】

- 捕獲又は保護された犬猫の所有者へ返還及び飼養を希望する者への譲渡の推進をめざします。

#### 【展開】

##### 施策５－① メディアを活用した情報発信の取組み

- (1) 捕獲抑留された犬や所有者不明として保護収容された犬猫の情報について市町村や警察と連携・協力し、ホームページ等によるメディアを活用した収容動物の情報提供の充実を図ります。
- (2) 収容施設の収容状況を勘案しながら、犬・猫の収容期間の延長を検討します。

### 施策5-② 動物愛護団体等へのボランティア譲渡の推進

動物愛護団体等と連携し、当団体への譲渡やネットワークを活用したボランティア譲渡について、一層の推進を図られるよう取組みます。

## 3 飼い主への適正飼養の普及啓発

### 施策6 飼い主の社会的責任の明確化と適正飼養の普及

#### 【目標】

- 動物に関する迷惑問題、遺棄・虐待及び犬による危害（咬傷事故）の減少をめざします。

#### 【展開】

##### 施策6-① 動物による危害や迷惑の防止

- (1) 動物の適正飼養、動物の生態・習性等について普及啓発していきます。
- (2) 猫に関する苦情・相談の内容は、地域や場所により多様化・複雑化していることから、迷惑問題対策としての一定のルールづくりが必要となってきたため、地域におけるルールづくりを支援していきます。
- (3) 飼い主のいない猫の対策として、地域、市町村、動物愛護団体・ボランティア等との緊密な連携と情報の共有を図り、猫との共生ができる地域づくりを継続的に支援していきます。また、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の十分な理解の下に管理する地域猫活動については、地域の実情を踏まえた計画づくり等への技術的な支援を行い、飼い主のいない猫を生み出さないための取組みを推進します。
- (4) 猫の迷惑問題に関する各事例やデータの蓄積及び検証を行い、地域のルールづくりに対する適切な助言・指導ができるよう取組みます。
- (5) 多頭飼育については、地域や市町村、民間団体等との連絡体制を整備し、飼育崩壊による動物の放置・虐待等を未然に防止していきます。  
また、所有者に対しては、放し飼い等による危害の防止、周辺住民の生活環境に配慮した適正飼養（繁殖制限、衛生管理等含む）を強く指導していきます。
- (6) 特定動物を販売する動物取扱業者に対し、販売先の飼養保管許可の有無について確認するだけでなく、飼養保管方法等に関する適切な説明を実施するよう指導します。

##### 施策6-② 遺棄・虐待防止の取組み

- (1) ホームページや各種公報媒体、ポスター・パンフレット等を活用し、飼い主に対し、遺棄や虐待防止に関する周知を強化していきます。
- (2) 地域、市町村、関係団体、警察等と連携し、看板の設置等、動物の遺棄や虐待の未然防止に取り組みます。

#### 施策6-③ 犬による危害（咬傷事故）の防止

(1) 犬による咬傷事故は、「放し飼い」や「犬舎等に係留中」による事故が多いことから、飼い犬の種類や生態、習性等に応じた適正飼養及び放し飼いの禁止・逸走防止対策などの適正管理について、市町村、獣医師会、関係団体等と連携・協働し、啓発の強化に取り組みます。

また、繰り返し放し飼いを行う悪質な飼い主に対しては、市町村と連携して指導にあたるとともに、警察等関係機関と連携して、厳しい態度で適切な措置を講じていきます。

(2) 放し飼い犬等徘徊犬の捕獲を市町村と連携・協力して迅速に行い、犬による咬傷事故等の危害発生の防止に努めます。

(3) 幼児・児童の咬傷事故予防対策として、センターが実施する「動物ふれあい教室」の充実を図り、教育関係機関と連携して、その周知と活用を図られるよう取り組みます。

(4) 広く県民に対し、咬傷事故発生防止のため、犬の生態・習性等について啓発を強化していきます。また、闘犬種等大型犬の飼い主に対しては、人の生命、身体に対する被害が重篤となる可能性が高いことから、逸走防止を含めた適正管理について指導を強化していきます。

## 4 動物取扱業者のより一層の適正化の推進

### 施策7 動物取扱業者への監視指導と育成の推進

#### 【目標】

○ 動物取扱業に関するトラブルや苦情等の減少をめざします。

#### 【展開】

##### 施策7-①監視指導の強化

(1) 動物取扱業者の事業所や飼育施設へ定期又は不定期に立ち入り、販売時における事前説明の適切な実施、標識等の掲示（インターネット等による通信販売業者にあつてはホームページ等）、動物の飼養保管及び施設の衛生管理等、法に規定する遵守基準について監視を強化し、必要な指導を行います。

(2) 違反が認められた場合は、必要に応じて法令に基づく勧告、命令等を行い、悪質な業者の排除に努めます。

(3) 動物取扱責任者に対しては、動物取扱責任者研修の内容を更に充実させ、その資質の向上に努めます。また、未受講者に対しては、必要に応じ法令に基づく勧告、命令等の行政処分を行います。

(4) 第二種動物取扱業の届出制度等、新たな規制の着実な運用を図ります。

##### 施策7-②販売時の購入者への対面説明、現物確認の徹底

(1) 第一種動物取扱業者は、動物（哺乳類・鳥類・爬虫類）を販売する場合には、その動物を購入しようとする顧客に対し、あらかじめ、販売する動物の現在の状態を直接見せるとともに、対面によりその飼養方法、生年月日等適正飼養のための必要な情報を提供することが義務付けられたため、その実



施について監視と指導を強化します。

施策 7-③ 犬猫等販売業者の販売日齢等、適正飼養遵守の徹底

- (1) 犬猫の販売日齢の遵守、犬猫等健康安全計画の履行、個体毎の帳簿の作成・管理及び定期報告等の適正な実施について監視と指導を強化します。

## 5. 特定動物飼養者への適正飼養の徹底

### 施策 8 特定動物飼養者への監視指導

#### 【目標】

- 特定動物の適正な飼養保管の徹底をざします。

#### 【展開】

- (1) 特定動物飼養保管施設への定期的な監視・指導を実施するとともに、終生飼養、逸走防止対策及び逸走時の対応等を徹底して指導していきます。
- (2) 特定動物の無許可飼養の事案もあることから特定動物の飼養又は保管に関する許可制度の普及啓発を行います。

## 6. 実験動物及び産業動物の適正な取扱い

### 施策 9 実験動物及び産業動物の管理者への指導・助言

#### 【目標】

- 実験動物の適正な飼養保管及び苦痛軽減等をめざします。

#### 【展開】

実験動物の飼養等について動物愛護の観点から「3Rの原則\*」や「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成18年環境省告示第88号)に基づき、関係機関や団体等と連携して実験動物の飼養保管基準の周知、「3Rの原則\*」の推進及び必要な指導、啓発等に取り組むとともに管理者による自主管理の推進を図ります。

\*:「3Rの原則」とは、国際的にも普及し、定着している実験動物に対する基本的な考え方。

3R=以下の3つの頭文字の「R」

- ・ 苦痛の軽減 (Refinement)
- ・ 使用数の削減 (Reduction)
- ・ 代替法の活用 (Replacement)

**【目標】**

- 産業動物の適正な飼養保管が行われることをめざします。

**【展開】**

- (1) 改正動物愛護管理法に伴い、「産業動物の飼養及び保管に関する基準（昭和62年総理府告示第22号）」の一部が改正（平成25年8月25日環境省告示第85号）され、産業動物の種類、習性等を考慮した環境の確保、快適性に配慮した飼養及び保管に関する努力規定が示されたことから、改正された基準に基づき、農林水産部局等関係機関や団体等と連携して、産業動物の管理者及び飼養者に対し、基準の周知及び啓発等に取り組みます。
- (2) 災害時における産業動物の取扱い等について、関係機関との情報共有を図ります。

## 7. ネットワークの構築

### 施策10 国・市町村との連携

**【目標】**

- 国（環境省、厚生労働省）及び市町村と連携を図り、本計画の推進をめざします。

**【展開】**

- (1) 動物愛護管理法を所管する環境省や狂犬病予防法を所管する厚生労働省と連携を図り、各法律に基づく各種施策を推進します。
- (2) 動物愛護精神の普及や適正な動物管理の推進には、各市町村との連携が必要であるため、連絡会議等において定期的な情報交換を行うとともに、各市町村の取組みにおける技術的な支援を行います。
- (3) 市町村主催で開催する講演会等に、動物愛護担当の職員を積極的に派遣していきます。

### 施策11 獣医師会との連携

**【目標】**

- 狂犬病予防及び動物愛護管理対策に関して、獣医師会との連携・協力体制の強化を図ります。

**【展開】**

- (1) 動物愛護週間をはじめとする普及啓発活動に、連携して取り組んでいきます。



- (2) 狂犬病予防対策については、市町村とともに連携を強化していきます。
- (3) 獣医師会が取り組んでいる動物愛護対策（不妊去勢手術助成事業）や学校飼育動物対策等に協力していきます。

## 施策 12 動物愛護団体、ペットショップ等との連携

### 【目標】

- 動物愛護団体やペットショップ等との連携体制を構築します。

### 【展開】

- (1) 動物愛護精神の普及啓発活動、動物愛護週間事業、動物ふれあい教室等、様々な事業を協働して展開できるよう連携を図ります。
- (2) 犬猫の譲渡事業や災害時における被災動物の保護管理活動等に協力して取組んでいけるよう連携を図ります。

## 施策 13 関係機関との連携

### 【目標】

- 県関係部局及び警察等との連携体制を構築し、本計画の推進をめざします。

### 【展開】

- (1) 動物の虐待等について罰則が強化されたことから県民への周知徹底を行うとともに、警察との連携を強化し、動物の遺棄や虐待の防止を図ります。
- (2) 県関係部局及び警察等で構成する会議を開催し、本計画の進行管理等を検討していきます。

## 8. 人材育成

## 施策 14 動物愛護推進員の委嘱と育成の推進

### 【目標】

- 各地域の相談窓口となって活躍できる動物愛護推進員の委嘱を行い、育成します。

### 【展開】

- (1) 地域的なバランスを考慮しながら、動物愛護推進員を委嘱していきます。

- す。
- (2) 委嘱後における充実した推進員活動の実施と動物愛護推進員の資質向上を図っていくため、動物愛護推進員を対象とした研修会等を開催していきます。
  - (3) 改正動物愛護管理法において、動物愛護推進員の活動の中に災害時における犬猫等の動物の避難、保護に関する施策への協力が新たに明記されたことから動物愛護推進員が協力、活動できるよう、具体的な活動内容を整備します。

### 施策 15 動物愛護管理業務に従事する職員の育成の推進

#### 【目標】

- 広範かつ多岐にわたる動物の愛護及び管理に関する課題に対し、柔軟な対応と適切な助言・指導ができる職員の育成をめざします。

#### 【展開】

- (1) 職員の資質向上を図るため、国や関係団体が開催する動物愛護管理に関する会議や研修等に積極的に担当職員を参加させ、専門的な知識や技術を習得させます。
- (2) 研修等で得た専門的な知識や技術を日常業務に反映するよう、情報の共有化を図ります。

## 9. 災害時等の対応

### 施策 16 平常時の備えの啓発と体制の整備

#### 【目標】

- 災害時を想定した体制の整備をめざします。

#### 【展開】

- (1) 災害発生時には、飼い主自らが避難所生活等を余儀なくされる事態も想定されることから、所有者（飼い主）責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理等について、日常からの動物の「しつけ」等を含めた適正飼養や動物のための最低限必要な餌や水などの携行品を準備しておくこと等、災害時に対処するための方法についての啓発に取り組みます。
- (2) 飼い主責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物等の救護等を適切に行うことができるよう体制の整備を図ります。
- (3) 災害を想定した机上演習等の実施に取り組みます。

- (4) 動物取扱業者や特定動物飼養者に対し、災害時を想定した準備に務めるよう周知します。

### 施策 17 動物救護活動に関する連携体制の整備

#### 【目標】

- 地震等の大規模災害の発生に備え、沖縄県地域防災計画に基づく被災動物の救護を円滑に実施することをめざします。

#### 【展開】

- (1) 沖縄県地域防災計画に基づき、県及び市町村は、犬及び負傷動物（以下「犬等」という）の保護及び収容を行います。
- (2) 市町村、獣医師会、動物愛護団体及び民間団体等と連携・協力し、犬等被災動物や救護した放浪動物等の収容・保管のための場所又は施設の確保、犬等を保護・収容した際の適正な管理及び負傷動物の治療等を行います。  
また、災害の種類に応じた対策を適切に行うことができるよう体制の整備を図ります。
- (3) 災害時に民間団体と協力する仕組みや、地方公共団体間で広域的に対応する体制の整備を図ります。
- (4) 九州地方知事会における「災害時における愛護動物の救護に関する協定（平成 25 年 10 月 18 日協定締結）」に基づき、九州・山口各県と連携を図ります。

## 10. 動物由来感染症への対策

### 施策 18 情報収集と普及啓発

#### 【目標】

- 動物由来感染症の発生防止及び動物由来感染症の発生時並びに発生の疑いがある場合に迅速に対応できるよう、情報収集と普及啓発に努めます。

#### 【展開】

- (1) 平常時から環境省、厚生労働省等の関係機関から人と動物の共通感染症に関する情報収集に努めます。
- (2) 第一種動物取扱業者には、動物取扱責任者研修会等を通して、関係機関と連携し、動物由来感染症に関する正しい知識の普及啓発や予防対策について情報提供を行っていきます。また、啓発資料やホームページ等により、広く県民に情報発信できるよう整備していきます。
- (3) 獣医師会、第一種動物取扱業者、関係団体等と連携して、動物由来感染

症に関する正しい知識の普及啓発を推進していきます。

### 施策 19 動物由来感染症発生時の対応

【目標】

- 動物由来感染症の発生時に迅速に対応し、感染の拡大防止に努めます。

【展開】

動物取扱業施設において、動物由来感染症の発生又は発生の疑いがある場合には、発生施設等への立入りをを行い、拡大防止等の必要な措置を行います。

## 11. 負傷動物への対応

### 施策 20 負傷動物の保護收容

【目標】

- 負傷動物の保護收容を行います。

【展開】

負傷動物の保護收容は、関係機関と連携し対応します。また、保護收容した負傷動物は、飼い主への返還又は新たな飼い主への譲渡に努めます。